

むつ市議会第252回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和4年6月22日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 15番 佐藤 広政 議員
- (2) 20番 浅利 竹二郎 議員
- (3) 2番 工藤 祥子 議員
- (4) 18番 原田 敏匡 議員
- (5) 1番 佐藤 武 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管理	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会	畑中	政勝
農委員 業会長	坂本	正一	政統 括	吉田	真
総務部長	吉田	和久	総務部 シタ 進行推	藤島	純
企画政策 部長	角本	力	財務部長	松谷	勇
民生部長	杉澤	一徳	福祉部長	中村	智郎
健つくり 推進部長	菅原	典子	子ども みどら milese skoffice こころ につこ こ長	吉田	由佳子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
建設技術 部長	小笠原	洋一	川内庁 舎長	木下	尚一郎

大畑片舎 大所 会長	高杉俊郎	脇野沢 協野野 所舎所 長	小田晃廣 田藤淳一 晃淳一
会管理計者	千代谷賀士子	選挙員局長	工藤田司
監査委員 局長	伊藤恭雄	農委事務局 農委事務局 經理	成田久
教育部長	伊藤大治郎	水道長 下生部 上局民理	中村也
総政推市公 務進室 部長	石橋秀治	教委事務局 副学課	祐川達也
総務課 部長	一戸義則	教委事務局 課	工藤大介
総務課 部長	徳学	総務課	菊池亘
総務課 部長	柏谷諒	総務課	川畑千菜美

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	中野敬三
総括主幹	櫻田誠	主任主査	畑中佳奈
主任主査	井田周作	主任	浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより佐藤広政議員、浅利竹二郎議員、工藤祥子議員、原田敏匡議員、佐藤武議員、佐々木隆徳議員、佐賀英生議員、住吉年広議員、野中貴健議員、鎌田ちよ子議員、富岡直哉議員、東健而議員、杉浦弘樹議員、濱田栄子議員の順となっております。

今日は、佐藤広政議員、浅利竹二郎議員、工藤祥子議員、原田敏匡議員、佐藤武議員の一般質問を行います。

◎佐藤広政議員

○議長（大瀧次男） まず、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

○15番（佐藤広政） おはようございます。自民クラブ、佐藤広政です。今回トップバッターとして一般質問をさせていただきます。理事者の皆様には、明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まずは、宮下市長におかれましては、先般の市長選挙において3期目の当選、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの対応に翻弄され、また自然災害など大変な苦勞をされたと思います。しっかりと対応と対策をしていただき、そしてアフターコロナでは「進もう。前へ。」のビジョンの下、しっかりとタッグを組んで、是々非々の立場ではございますが、市民の皆様のために邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。2項目5点を質問させていただきます。

今回の公約に入っておりますむつ市版総合型地域スポーツクラブ・文化クラブの創設についてであります。全世代を対象としたスポーツクラブの創設になり得るとは思いますが、とりわけ中学校部活動が最近新聞等でも話題になっております。

文部科学省では、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を実施しているわけですが、中学校の休日の部活動の段階的な地域移行を令和5年度から進めていくという発表がされました。また、先日はスポーツ庁の室伏長官が、社会の状況が変わり、少子化や教員の働き方から見ても改革する必要があるタイミングであるとも述べております。にわかに児童・生徒を取り巻く環境、そして父兄、地域を巻き込む形で変革が起きているように感じられます。

質問の1項めの1点目、総合型地域スポーツクラブ・文化クラブとはどのようなものなのか。

2点目、創設にあたっての方針・指針はどのようなになっているのか。

3点目、創設にあたっての今後のスケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。

続きまして、2項目めでございます。自衛隊とむつ市の関わりについてお伺いいたします。むつ市と自衛隊は、遡ること1902年、明治35年、帝国海軍大湊水雷団が置かれたことから始まり、1953年（昭和28年）大湊地方隊で現在の自衛隊に改編されてから、大変長い歴史とともに一緒に歩んでまいりました。共助の関係をしっかりと築き上げてきたのは言うまでもありませんが、前回、今回の公約の中で取り上げておりましたことについてお伺いいたします。

自衛隊が活動しやすい環境をつくるために注力していくことを感じております。また、自衛隊が地域とともに成長するために、市民がその活動についてしっかりと認識し、理解をし、応援することが隊員の皆様の士気高揚につながるのではないかと考えます。そこで2点お伺いいたします。

1点目は、2018年の公約である「自衛隊員と家族の皆様とともに歩む。「さきもりのまち」の責任」とあり、そして今回の公約には「自衛隊家族支援」とあるが、その意図とこれまでの成果はどのようなになっているのでしょうか。

2点目は、自衛隊の地域貢献活動について市としての協力体制と具体的な事業並びに成果についてお伺いいたします。

以上、2項目5点を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市版総合型地域スポーツクラブ・文化クラブ創設についてのご質問の1点目、総合型地域スポーツクラブ・文化クラブはどのようなものなのかについてお答えいたします。総合型地域

スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブであり、子供から高齢者までの多世代、様々なスポーツを行う多種目、初心者からトップレベルまでそれぞれのレベルに対応する多志向という3つの特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブのことです。むつ市版としたのは、むつ市の地域特性を組み込んだ形で総合型地域スポーツクラブ・文化クラブを目指すこととしたためです。

次に、ご質問の2点目、創設にあたっての方針・指針について及びご質問の3点目、創設にあたっての今後のスケジュールについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

創設にあたっての詳細につきましては、今後市役所関係部局において検討を重ねた後、地域でスポーツや文化活動を行っている関係団体や施設の管理者等を交えて検討を開始したいと考えております。

また、中学生の減少により学校部活動の存続に苦慮する中学校も多くなってきており、それによってやりたいスポーツ活動、文化活動をできない子供たちが多くなってきていることから、むつ市版総合型地域スポーツクラブ・文化クラブが子供たちの望むスポーツ活動を行う受皿となること、そしてこれまでできなかった競技にも触れる機会を提供できる組織となることを目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、自衛隊とむつ市の関わりについてのご質問の1点目、2018年の公約についてお答えいたします。市といたしましては、むつ市在住の海上自衛隊及び航空自衛隊の隊員が災害時等に派遣された際に、隊員の不在により留守家族が抱く子育てや介護などに対する不安感を少しでも軽減し、派遣された隊員が安心して任務に専念できるよう、留守家族の皆様へ支援を行うことが重要と考え、

隊員家族あんしん協定を平成26年12月1日に海上自衛隊大湊地方総監部及び航空自衛隊第42警戒群と締結しております。

支援の内容といたしましては、部隊内に設置する臨時の保育施設への支援、利用可能な保育、託児施設等の情報提供及び紹介、介護を要する方への介護サービス等の情報提供及び紹介、その他派遣の状況に応じ、必要と思われる事項となっております。

これまでの実績といたしましては、災害等が発生し、緊急登庁する隊員の子供の一時預かり所を部隊内に開設することに備え、保育に当たる隊員に対し助言や指導を行う保育士の派遣や、市内保育施設における保育研修を平成27年度からこれまで10回実施しておりますほか、託児施設の情報提供を行っております。

また、介護に関する支援といたしましては、平成28年度に介護研修を、令和元年度には認知症サポーター養成講座を実施しておりますほか、介護サービス等の情報提供を行っております。今後におきましても、隊員が災害時等に派遣された際、残されたご家族の気持ちに寄り添えるよう、必要な支援を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、自衛隊とむつ市の関わりについてのご質問の2点目、自衛隊の地域貢献活動について市としての協力体制と具体的な事業並びにその成果についてお答えいたします。市の防災対策におきましては、市が主催するむつ市総合防災訓練へ平成17年から毎年ご参加いただいているほか、令和2年度からは海上自衛隊大湊地方総監部の全面的な支援を受け、むつ市防災図上訓練を、訓練参加者には、事前の訓練内容を提示しないブラインド式で開催しており、避難指示の発令判断や災害情報の共有などの災害対応の基本的事項を確認し、災害対応における問題点を把握するとともに、市職

員の災害対応能力の向上を図っております。

また、近年では令和3年8月9日、むつ市・風間浦村豪雨災害や、先月の川内町福浦山付近林野火災におきまして、陸上自衛隊第5普通科連隊及び海上自衛隊大湊地方総監部からのリエゾン、情報連絡員派遣により、むつ市災害対策本部での救助方法の検討や各種情報の提供共有、夜間において林野火災現場での上空からの偵察といった災害派遣や近傍支援をいただくなど、むつ市の防災、災害対策において自衛隊は非常に心強い存在、パートナーとなっております。

次に、むつ市と海上自衛隊大湊地方総監部とは令和2年に「むつ市のうまいは日本一」推進協定を締結し、むつ市産品の消費拡大やプロモーションについて互いが協力し、包括的な連携の下に、むつ市における農林水産物及び特産品の消費拡大を図り、地域経済の活性化及び食育活動の推進等に努めていただいております。

具体的には、川内町の漁業者や大畑町のイチゴ農家などの産地を訪問していただいたほか、地域の生産者を基地内に招き、むつ下北産の食材を使用した自衛隊内での給食で会食を行うなど、生産者との交流を図ったほか、地ワインのイメージ向上と流通拡大のため、護衛艦名を付した「下北ワインCaptain's Stock」の開発に協力していただくなど、「むつ市のうまいは日本一！」を推進していただいております。

また、海上自衛隊大湊地方総監部及び航空自衛隊第42警戒隊からの市並びに市内経済団体への企画提案により、大湊海自カレーや大湊Sora空っ！を共同で開発し、ご当地グルメとして全国へ発信するなど、交流人口の拡大に大きく寄与していただいております。その結果として、大湊海自カレーは約6万食、大湊Sora空っ！は約4万9,000食が達成されており、地域経済の活性化に大きく貢献しているものと認識しております。

このように自衛隊とは明治35年の海軍大湊水雷団創設以来、長年にわたり共存共栄の関係を築いてまいりましたので、国防において重責を担う自衛隊に対して、地元としても惜しめない協力をさせていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。順番に再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、むつ市版総合型地域スポーツクラブ・文化クラブの創設についてですが、総合型地域スポーツクラブ・文化クラブというものが多世代、多種目、多志向という3つの特徴を持ち、さらにむつ市版ということで、むつ市でしか実現できないスポーツクラブ、文化クラブを目指すということで、例えばボルダリング施設の活用等を含めた独自性のあるものになることに大変、大いに期待しております。

また、方針、スケジュール等については、まだこれから検討を開始するということですので、ぜひ熟議を重ねた上で、よりよいものにしていただければと思います。

ただ、ご答弁いただいた中に中学生の部活動についてのご答弁がありました。私は、部活動の地域移行ではなく、部活動の地域展開であると感じております。しかし、現状のまま地域に展開することは無理が生じてくるはずで、地域に指導ができる人材がいるとは限らないとも感じております。指導者や活動場所を確保するためにはお金がかかる、当然有料になってくるのではないかとも思われます。

また、今回の部活動の地域展開は、基本が教職員の働き方改革の一環としての部活動改革だとも思っております。部活動改革なくして働き方改革なしとまで言われております。まず問題は、そもそも教員の残業を前提とした時間設計になってい

ることです。国は教員の残業の上限を月45時間としていますが、部活動ガイドラインのとおりやっただとしても、その時点で残業が44時間になる計算です。勤務時間の上限を超えずに部活動の指導をすることは、現実的に無理になってくるのです。文部科学省が部活動の適正化を掲げたということは、現状が適正ではないということを確認していることだと思います。そこで、2点再質問させていただきます。

1点目は、地域指導者の確保はどのようにしていくつもりなのか。

2点目は、地域移行することによって、教員の長時間労働の改革はどのようにになり、その効果はどのように受け止めているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） 地域指導者の確保というご質問にお答えいたします。

指導者の確保につきましては、小学校部活動のスポーツ少年団への移行の際にも課題となり、市では平成30年度に指導者バンクを設立し、現在15競技、23名、1団体の登録があります。これに加えて各競技団体を通じての紹介や指導を希望する教職員や市職員の兼職兼業、プロスポーツチームや大学等からの指導者の派遣、スポーツ推進委員の活用など、様々な方法を駆使して指導者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

中学校における部活動は、ご承知のように学校教育の一環として行われており、人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感を高めるなど教育的意義が極めて高い一方、教職員の在校時間が長くなる等の問題も見られております。

総合型地域スポーツクラブの創設により、学校

部活動が移行されることとなれば、長時間勤務の縮減につながるものと認識をしております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。地域指導者の確保ですが、15競技、23名、1団体ということですが、まだ十分な確保数ではないと思います。より一層の拡充に努めていただきたいと要望させていただきます。

そして、教員の長時間労働の改善ですが、これは以前から言われていたことであり、長時間勤務の軽減につながり、児童・生徒と向き合う時間をつくることのできる教員の心の余裕につながればと思っておりますので、ぜひともしっかりとした形でやっていただければと思っております。

もう一点、再質問をさせていただきます。地域活動の際に、事故等の責任対応はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

活動中の事故等に関しましては、それぞれの運営主体や大会主催者において責任を負うこととなりますことから、生徒がけがをした場合の救護や保護者、学校、教育委員会等への連絡体制を確立するとともに、練習場所への移動時や練習中のほか、団体で行う全ての活動時に対応できるスポーツ安全保険に全ての指導者や会員が加入するよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。各種団体が保険という形での対応をするということではございましたが、今までは教育活動の一環として、学校管理下での部活動の場合はガイドラインや指針があり、それに準じて生徒の健康を守るため、もっと言えば、生涯にわたってスポーツや文

化活動を楽しめる心と体を守るために、一定時間内に活動するようにしているはずですが、これが地域移行になった場合、誰が管理してガイドラインを遵守してもらうのかを明確にして、勝利至上主義に陥らないようにしていかなければならないと思います。

学校活動であれ、地域活動であれ、何を大切にしなければならないのかを関係者、各団体の皆様での協議の場で今後のしっかりとしたルールづくりを検討していただきたいと思います。

また、老若男女が通える地域スポーツクラブは、生涯スポーツの質も向上させ、自治体を選ばれる魅力の一つになり得るかもしれません。ぜひともむつ市版総合型地域スポーツクラブ・文化クラブが魅力的な形になることを期待しております。そして、計画先行で児童・生徒を取りこぼすことのないよう、しっかりとした対応、対策をお願いいたします。

続きまして、2項目めの1点目、自衛隊家族支援ですが、任務遂行のためには、自衛隊員皆様のご家族が安心安全であることがどれだけ力になると思うか、この取組は大変すばらしいものだと思います。大湊基地に赴任して本当によかったと思っています。ただただけることは、むつ市のこれからの発展にもつながっていくのではないかと思います。ぜひ今後もさらなる支援をよろしくお願い申し上げます。

2点目ですが、防災の面での協力体制、図上訓練に関しては、プロである海上自衛隊の全面協力を得て、そしてむつ市・風間浦村豪雨災害、川内町福浦での森林火災等での海上自衛隊、陸上自衛隊の実質的な支援等々、本当に心強い以外の何物でもないと思います。また、経済面や食の分野でも、先日開催された大湊自衛隊グルメフェスティバルなど、地域と一体になっているのは感じてはおりますが、しかし新型コロナウイルスによる

地域行事のほか大湊ネブタなどのイベントの中止により、市民の皆様と自衛隊との接点が減って、関係が希薄になっているように思います。そこで、再質問をさせていただきます。

地域住民との親近感を醸成するためには、今後どのようにして回復に努めていくのか伺いたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 答えいたします。

まず、イベントに関してであります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、自衛隊基地内での行事は中止となっておりますが、先ほどお話があったとおり、先日6月18日に開催いたしました大湊自衛隊グルメフェスティバルにおいて、海上自衛隊大湊地方総監、そして航空自衛隊第42警戒隊長にご出席をいただいているほか、多数の隊員の皆様にイベント運営のサポートですとか、自衛隊車両の展示など、多大なるご協力をいただいているところでございます。

また、今年10月に開催されるにぎわい再生イベント推進事業実行委員会が主催します「M u t s u G a t e w a y F e s t i v a l」におきましても、自衛隊の皆様にご協力をいただくこととなっております。今後新型コロナウイルス感染症の終息とともに、基地内の行事をはじめとしたイベントが再開され、地域住民との親近感が再び醸成されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。様々な形での共助を推し進めていただきたいと思います。

最初にご答弁いただいた中にもありましたように、明治35年の海軍大湊水雷団創設以来からの長い歴史の中で、切っても切れないこの大切な共存共栄の関係を大切にいただき、自衛隊のご家

族が安心安全で生活できる環境づくりを構築していただき、市民の皆様の自衛隊への理解と応援が崇高な国防の任に邁進できる原動力となり得ることを切にお願い申し上げます。

最後に、ハンニバル・バルカ、カルタゴの將軍でローマの最強の敵と言われた軍人の言葉で終わらせていただきます。「視点を変えれば、不可能は可能になる」。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。20番浅利竹二郎議員。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） おはようございます。ただいま大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第252回定例会において、3項目9点につきお尋ねいたしますので、市長並びに理事者各位におかれては、簡潔明瞭、前向きなご答弁をお願いいたします。

さて、このたび宮下宗一郎市長は、2期目に続き3期目も無投票当選されました。最近の津軽地方のある市長選では、現職を含め候補者が乱立乱戦の様相を呈したことは記憶に新しいところでございます。このことは、現職市政に対する批判の表れと見ることはできますが、翻って宮下市政に対する無投票当選は、市民が全幅の信頼、信任を

与えた結果であり、その期待の大きさを表しているものと言え、改めて3期目当選をお喜び申し上げます。

さて、コロナ禍、ウクライナ紛争、青森県自殺率全国ワーストワンと、何かと暗い話題が先行する中、先般ヨットでの単独無寄港太平洋横断を成し遂げた堀江謙一さん。帰国時の声明では、「今が青春真っ盛り」とコメント。83歳とか。登山家の三浦雄一郎さんは、80歳にして3回目のエベレスト登頂に成功している等、目標達成に挑戦する人間、いつの時代にも夢を追い続ける人間が存在することで、国民も大いに啓発されているのではないのでしょうか。むつ市民を啓発し、共に前へ進み、挑戦し続ける宮下市長に敬意を表しつつ、一般質問に入らせていただきます。

質問の第1は、デジタル化の推進についてであります。現在は、IT、デジタル技術の発展により、これまで提供できなかった新しい価値が次々に生まれております。そして、ヒト・モノ・カネ、情報がつながることで、新しい発言や市場機会を生み出すネットワーク価値などで、個人のライフスタイルから産業構造まで、世の中を変えようとしています。

こうした時代の潮流の中、本年度の市長施政方針に「デジタル化の推進」がうたわれております。私もこの流れに置き去りにされぬよう理解に努めたいと考え、これからむつ市が目指す将来像について、私たちの生活においてデジタル化がどのように関わってくるのか等、次の3点につきお伺いいたします。

1点目、社会生活におけるデジタル化の現状について。

2点目、ITとDXの違いについて。

3点目、行政サービスにおけるデジタル化のメリット・デメリットについて。

以上、3点です。

質問の第2は、市の債権管理についてであります。令和3年4月1日からむつ市債権管理条例が施行されています。市税については、各年度の決算審査において不納欠損額等に係る説明がなされていますが、これ以外の債権、条例にある非強制徴収公債権及び私債権については議論する場が少ないように感じています。

昨今誤給付や給付金のだまし取り等が世間を騒がせ、自治体の取組も日々多様化し、公的団体の債権管理を執行するに当たっても、困難な場面が想定されています。そこで、むつ市が直面している課題、取組、対策等について、次の3点につきお伺いいたします。

1点目、むつ市債権管理条例施行後、対象となった債権の種類及び数、回収された債権並びに未回収債権の概要について。

2点目、未回収となっている要因と今後の取り扱いについて。

3点目、誤給付等行政の事務処理上の錯誤により生じた不当利得債権への対応について。

以上、3点です。

質問の第3は、車社会における高齢者の安全運転確保についてであります。2019年4月、当時87歳男性運転の車が暴走し、親子2人が死亡した東京池袋の事件等々、近年高齢ドライバーによる重大交通事故が多発、大きな社会問題化しております。むつ市でも日常生活を過ごす上で高齢者が自家用車に頼らなくても済むような施策を取り入れつつあるものの、いまだ自家用車は地域住民の交通手段として重要な位置づけであることに変わりありません。

今年5月13日から高齢者事故防止へ新ルールに改正になっていますが、そのことに関連し、未然防止の観点も含め、次の3点につきお伺いいたします。

1点目、新たに取り入れられた75歳以上の高齢

ドライバーに対する運転免許更新時の新ルール等、道路交通法上の改正点について。

2点目、むつ市内における高齢者の事故の実態について。

3点目、高齢者運転の車に「急アクセル防止装置」等を取り付けることについて。

以上、3点です。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利竹二郎議員のご質問にお答えいたします。

デジタル化推進についてのご質問の1点目、社会生活におけるデジタル化の現状についてお答えいたします。現在の社会では、様々な分野においてデジタル化が進められており、一番身近な情報通信機器と言われているスマートフォンの世帯保有率は8割を超え、インターネットショッピングやキャッシュレス決済、ニュースなどの情報検索、動画視聴など、デジタルは日常生活においても欠かせない存在となっております。

次に、ご質問の2点目、ITとDXの違いについてお答えいたします。ITとはインフォメーションテクノロジーのことで、日本語としては情報技術となります。これは、インターネットなどのネットワークを駆使して便利に物事を進める技術のことであり、様々な物や仕組みを便利に行うための技術のことを指しています。

一方、DXとはデジタルトランスフォーメーションのことで、日本語にするとデジタルによる変容となります。これは、ITやデジタル機器を活用して、これまでのサービスやプロセスを再構築することにより、世の中をより便利にしていくための変化や改革などを示す言葉であります。例えばスマートフォンやパソコンはデジタル機器ですが、これらを利用し、職場に出勤せず業務を可能

とする仕組みは通勤形態でのDXであり、テレワークという形で現在は定着しております。これにより、これまではやむを得ず休暇を取得しなければならなかった場合でも、自宅等で効率的に業務を行うことが可能となりました。

次に、ご質問の3点目、行政サービスにおけるデジタル化のメリット・デメリットについてお答えいたします。デジタル化の一番のメリットは、市民の皆様の生活の利便性の向上を図ることです。今年度スマート窓口推進の取組として、市民課の窓口業務に書かない、待たせない窓口を実現するシステムの導入を計画しております。具体的には、事前に市民の皆様に必要な情報をスマートフォンに入力していただくことで、各種証明書や転出情報などの申請書類を自動で作成することができるようになります。

また、スマートフォンを持っていない市民の方には、市民課の職員が聞き取りにより申請書類を作成し、希望する証明書等の発行を行うサービスを提供いたします。

また、マイナンバーカードを活用し、市内及び全国のコンビニエンスストアで住民票や戸籍証明などの各種証明書の発行が受けられる来庁しなくてもよいシステムとして、コンビニ交付システムの導入も計画しております。

さらには、オンラインで各種手続が行えるオンライン申請サービスも導入し、市民の皆様の利便性の向上を推進していきます。

次に、デメリットについてですが、これまでの各種サービスにデジタル化のサービスを加えることから、特にありませんが、デジタルに不慣れな方にも利用してもらえようサポート体制を充実させていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市の債権管理についてのご質問及び車社会における高齢者の安全運転確保についてのご質

問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 市の債権管理についてのご質問の1点目、むつ市債権管理条例施行後、対象となった債権の種類及び数、回収された債権並びに未回収債権の概要についてお答えいたします。

本条例施行後、対象となった未収債権は19債権、4,514万3,543円で、うち非強制徴収公債権は老人ホーム入所者負担金28万5,460円、私債権は市有牛譲渡料、市営住宅使用料、奨学金貸付金など18債権、4,485万8,083円となっております。このうち令和3年度における収納額は、市営住宅使用料、奨学金貸付金など8債権、377万573円、また債権管理条例に基づき放棄した債権は市有牛譲渡料、牧野使用料など9債権、913万1,429円となり、令和3年度末の未収債権は10債権、3,224万1,541円となっております。

次に、ご質問の2点目、未回収となっている要因と今後の取り扱いについてお答えいたします。債権の種類と債務者ごとに実態が異なるため、一概には申し上げられませんが、当初の契約の相手方である債務者が既に死亡している場合や経済的に返済が困難であることなどがその要因となっております。

今後の取扱いにつきましては、債務者との折衝を継続して収納に努めるとともに、債権管理事務を適正に行うことにより滞納を発生させないことが肝要であると認識しております。その上で、債務者が生活困窮状態にある場合や、破産法や会社更生法により債務者が責任を免除された場合など、返済の見込みがないものは債権を放棄するなど適正な管理に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、誤給付等行政の事務処理上の錯誤により生じた不当利得債権への対応に

ついてお答えいたします。振込先の誤り等があった場合には、金融機関へ返金手を依頼するとともに、相手方に謝罪をし、返金を求めることとなります。その後相手方が返金に応じない場合は、不当利得返還請求などにより解決に向け対応することとなります。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） 車社会における高齢者の安全運転確保についてのご質問の1点目、新たに取り入れられた75歳以上の高齢ドライバーに対する運転免許更新時の新ルール等、道路交通法の改正点についてお答えいたします。

令和4年5月13日、改正道路交通法が施行され、75歳以上の高齢運転者の免許更新手続について、認知機能検査の検査方法の変更、高齢者講習の一元化、運転技能検査の新設の3点が改正されております。中でも運転技術検査の新設につきましては、免許有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前から遡って3年以内に一定の違反歴がある方が対象となる検査であり、免許更新手続期限までに検査に合格できない場合、運転免許証の更新ができなくなるものであります。

次に、ご質問の2点目、むつ市内における高齢者の事故の実態についてお答えいたします。青森県警察が公表している市町村別の交通事故発生状況によりますと、令和3年中のむつ市内交通事故死傷者数として、死者1名中、高齢者が1名、負傷者79名中、高齢者が12名となっております。また、県内全体の数値にはなりますが、事故類型別発生状況によりますと、高齢者以外の運転者による交通事故の中では追突事故が最も多くなっておりますが、高齢運転者による事故の中では、出会い頭の事故が最も多くなっております。

次に、ご質問の3点目、高齢者運転の車に「急アクセル防止装置」等を取り付けることについてお答えいたします。国では、ペダル踏み間違い急

発進抑制装置として定義づけし、様々な名称で各社が開発しており、性能認定を受けた装置が国土交通省より公表されております。

また、国では対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車の購入や後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入等を支援するサポカー補助金制度を令和2年3月から昨年11月まで実施しておりました。現在では、販売されている車両の多くに先進技術を利用した安全運転を支援する装置が標準装備され、高齢者を含めた運転者の安全運転の支援につながっているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） いろいろありがとうございました。それでは、再質問に入ります。

まず、デジタル化の推進についての再質問ですが、先ほどITとDXの違いについてはご説明いただきました。それでは、なぜ今DXが求められているのかについて、具体的な事例と、DXを推進するに当たってのむつ市の現状と課題について、分かりやすく簡潔に説明をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国では定額給付金の支給の遅れやテレワーク環境の整備の遅れなど、横断的なデータを十分に活用できない状況が起これ、様々な課題が明らかになりました。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくDXが求められるようになりました。

市では、今年度より人口減少や雇用の創出などの地域の様々な課題を解決するため、デジタルの力を活用し、課題解決に取り組むスマートシティ

構想に取り組むこととしております。この構想を推進するため、地域の様々な団体の方々に参画していただき、スマート推進協議会を立ち上げ、まずは推進計画を策定し、地域の課題解決に取り組んでいくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） デジタル化を推進するに当たって、高齢化が進む昨今にあっては、高齢者に寄り添い、高齢者にも優しいデジタル化の推進でなければなりません。デジタル化を推進するに当たり、今後直面する課題をどう捉え、どのように克服していくのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えします。

デジタル化を進める上では、ご高齢の方だけではなく、デジタルを苦手とする方、不慣れな方でも利用しやすいような利用者目線で利用者に優しいデジタル化を進めることは大変重要なことであると認識しております。市では、一番身近なデジタル機器と考えられるスマートフォンなどの操作研修会などを開催し、まずはデジタルに触れる機会をつくっていきたいと考えております。

誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の実現のため取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。この項の最後に、DXの恩恵を最大限に生かしたむつ市の将来像について、ぜひ市長の所見を伺いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

将来像ということですがけれども、まずデジタル化というのが高齢者の方々から見て、少し遠い存

在のように思われる方が多いと思います。ただ、もうすぐ身近な存在として、むしろ今の時点で高齢者の皆さんの生活を支えている基幹的な技術であるということを、私一つの事例を用いて説明をさせていただきます。

今般むつ市大規模接種あるいはワクチンの接種ということで、全国の自治体と比べると圧倒的なスピードで、これ終えることができました。これを根幹で支えていたのがまさにデジタル化DXでありました。というのも、私たち予約を、接種券に日時を記載して皆さんに送付させていただきましたけれども、あれ入力全て、当たり前ですけども、パソコンがやっています。パソコンがやっているとというのは、人が入力していないのです。これRPAというロボティック・プロセス・オートメーションという技術を活用して、10台程度のパソコンが一斉にある一定のアルゴリズムを利用して予約を入れる仕組みをつくったのです。これは、職員がつくったので、大変素晴らしい仕組みだと思うのですけれども、つくりました。

アルゴリズムとかRPAと言うと、またよく分からなくなってくると思うのですが、簡単に言うと、命令を出すのです、私たちが。例えば世帯主が高齢の順番に予約を入れなさい、あるいは大規模接種、あるいは個別の接種にしても、どここの病院に、1回目そこに行ったところは、2回目もまたそこを入れなさいと。それを入力するだけで、10台のパソコンが一斉に動き出すのです。そうすると、接種券に予約日時、個別の接種券を、例えば浅利さんの接種券だから、浅利さんは何歳で、どういう世帯で、だから、どこに住んでいるから、ここの病院が一番近くて、ここで打つのがいいですよということを瞬時にパソコンがやってしまう。これ人間がやると、職員何百人単位で、それぞれ1週間、2週間かかることをたった1日かそこいらでやってしまう。そういう技術を今も

う既にむつ市は活用して、市民の皆様の、例えばワクチン接種という文脈の中でも利便性向上に大きく貢献している。

こういうことを突き進めていけば、あらゆる行政分野で効率よく市民の皆様に行政サービスが提供できるというふうに考えていますし、そもそも双方向での様々な情報のやり取りができますので、市民の皆様のふだんの、日常のニーズというか、要望というか、そういったことも瞬時に受け付けることができ、またそれに応えることもできるようになってくる。さらにそうしたサイクルが出来上がれば、生産性が向上して、所得が向上するサイクルがつくれる可能性がある。そういった地域は、多くの先端の技術を有する企業からも注目をされて、そうした日本を代表する企業も立地や、あるいは私たちと一緒に仕事をしたいというふうに言ってくれる企業も出てくる。現にもう既に皆さんもよくご存じの体重計のタニタが、我々のところと一緒に健康づくりをしたいと言ってきてくれている。そういった企業が増えることで、さらに仕事が増えてくるということにつながってくるのがまさにむつ市DX、そしてスマートシティだというふうに考えておりますので、これを推し進めることによって、ともかく高齢者も含めて全ての市民の皆様にデジタル化の恩恵がしっかり行き届くよう、そして何よりも幸せにこのむつ市で暮らせるようになるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。デジタル化については、時代の趨勢ということは理解しますけれども、では具体的に理解しているかということ、なかなかそこまでいっていないのが高齢世代の実態であります。

先ほどスマートフォンの講習会をやるとかと説明していただきましたよね。これをぜひ私も受講

したいと思いますので、見過ごさないように、ちゃんとはっきり、後で市民の皆さんに周知徹底でお願いします。

次は、市の債権管理についての再質問に入ります。未回収債権について、その要因と今後の取り扱いについて、時効との関連を含め、対応方についてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

未回収債権への、まず対応についてでありますけれども、具体的には電話や文書による催告、訪問による納付交渉や生活状況の実態把握などに努め、早期の解消を図ってまいります。

時効との関連についてでございますけれども、非強制徴収公債権は地方自治法により、一方私債権は民法により、5年から10年が経過することで消滅となりますので、公平性の観点からも安易に時効となることがないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 回収困難事例につきましては、最近山口県阿武町の臨時特別給付金の誤給付による未回収分、また平成30年大阪府摂津市での住民税還付金過大支払いに対し、市側の誤り、使ってしまったので、返す義務なしなど、拒否している事例があります。こうした事例は、不当利得に該当するものと思われませんが、むつ市において、これに類する事例がなかったかどうか。その場合、口座の差押え等の対策が十分であったか、また検討されたかどうかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

過去に誤給付等によって未回収になった事例ということでございますけれども、振込先の誤りというものがございましたけれども、相手方へ速や

かに説明と謝罪をすることで返還されておりました、当市において未回収債権となった事例は今までございません。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 裁判の判決を受けた後の回収にもいろいろ課題があるように思います。判決確定後であっても、直ちに債権の回収とならない事例が大阪府摂津市の事例であります。こうした事例に対するむつ市としての対処方針等はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 長いむつ市の歴史の中で、この誤給付ということについては多数例はあったと思います。ところが、やはり市民の皆様も、ある意味誤給付しても、ああ、そういうことかと、市役所、間違えたのだねと、笑って許してくれる市民の方が多いというのがむつ市民、むつ市の様子だと思ひまして、そういう意味では誤給付して未回収になっている債権というのは、これはむつ市の中にはありません。

今ご質問のあった確定判決があった後の債権の回収の問題ということについては、市が回答するレベルを超えていて、これ裁判所のお話ですので、我々としてなかなかこれに答えることはできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。今のIT時代というか、こういう時代は、卓上のキーボード一つで簡単に巨額の不当利得債権というのが生じる時代になっております。往々にして担当者任せが過誤の要因となっているので、ダブルチェックに徹した業務推進に励んでもらいたいと、ここで要望しておきます。

次は、車社会における高齢者の安全運転確保についての再質問に入ります。身体機能の衰え、認

知機能の低下等には個人差がありますけれども、いわゆる高齢者が引き起こした交通事故の年齢別統計はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

青森県警察が公表している資料によりますと、令和3年1年間の交通事故発生件数は2,458件でありまして、そのうち高齢者が第1当事者となっている件数は671件で、全体の27.2%となっております。

また、内訳を年代別で見ますと、65歳から69歳までが203件で30.2%、70歳から74歳までが228件で34%、75歳以上が240件で35.8%となっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。警察、交通安全協会等では、高齢者に対し、免許の積極返納を推奨しております。返納時の年齢層はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

警察庁が公表している資料によりますと、令和3年中の青森県内の免許返納者数は4,869名となっております。そのうち65歳以上の人数は4,544名で93.3%となっております。高齢者の内訳を年代別で見ますと、65歳から69歳までが565名、12.4%、70歳から74歳までが1,356名、29.8%、75歳以上の方が2,623名、57.7%となっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。自動車免許の返納理由に高齢による運転不安等の理由があれば、アクセル、ブレーキの踏み間違い等

を経験している可能性が高いと思います。返納に至る前の事故未然防止対策として、急アクセル防止装置等の装備は有効と考えますが、これはどうでしょう、この考えについて。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

平成27年度に警察庁が運転免許証の自主返納について調査したアンケート結果によりますと、自主返納をしようと思った主な理由として、家族等に勧められたときが33%、運転する必要がなくなったように感じたときが29.4%、運転に自信がなくなったように感じたときが19.2%となっております。また、令和3年中の全国での75歳以上高齢運転者による交通死亡事故の人的要因のうち、10.7%がブレーキとアクセルの踏み間違いという結果が出ておりますことから、装置の設置による事故の防止については効果があるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 要望いたします。急アクセル防止装置等を取り付けることが高齢者の悲惨事故防止対策に有効ならば、むつ市においても補助金制度等を創設し、積極装備を推進すべきと考えますので、これは要望としておきます。

これで一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。

毎日報道されるロシアの侵略戦争の映像を見て、世界中の人たちが胸を痛めています。国連総会の場で7割を超える国々がロシアへの2度の非難決議を上げたにもかかわらず、戦争が長期化し、先が見えません。この危機に乗じて、力対力、軍事対軍事への動きを加速させようという動きもあり、見過ごすことができません。この方向は、戦争を招く危険な道です。過去の戦争の体験と犠牲の上に積み重ねてきた今日の国際的な平和の秩序を壊してはなりません。日本政府は、日本国憲法9条を生かした平和外交の先頭に立ち、国連憲章を守れ、ロシアは侵略をするなど国際社会の平和を求める連携の流れに力を尽くすべきです。

それでは、一般質問に入ります。

第1の質問は、昨年取り組まれたむつ市子ども貧困調査についてです。2021年2月に国は初めて子供の全国貧困調査を行い、貧困対策に関する大綱を閣議決定し、市町村にも推進計画策定を義務づけました。むつ市も昨年の8月、市内の小・中学校に通う小学5年生と中学2年生及びその保護者に郵送でアンケート調査を行いました。そこで、2点ほど質問します。

1点目は、アンケートの調査報告と対策計画についてです。むつ市の現状についてどのように受け止めましたか。そして、むつ市子どもの貧困対策推進計画にどのように反映させたのか、まずお伺いします。

2点目、これまで遅れていた子育て支援の一つ、子ども医療費無料化事業が大きく動き出そうとし

ています。40市町村の中で、中学校までの通院費無料を実施していなかったのは、むつ市だけでしたが、3期目宮下市長の公約ということで歓迎され、期待されています。今後推進計画に明記されるものと思いますが、今の時点で語る事ができる範囲で報告をお願いいたします。

また、就学援助制度の充実、利用率の向上について、新たな取組方向はあるのでしょうか。今日の物価高騰により給食費も影響を受けている各地の報道が出ていますが、むつ市は大丈夫なのでしょうか。給食の無料化や支援する自治体が増えてきていますが、推進計画との関連でお聞きします。

第2の質問は、むつ市過疎地域持続的発展計画についてです。これまでの過疎地域自立促進特別措置法が2021年3月で期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法が成立しました。1970年に初めて制定されて以来、改正と延長を繰り返してきましたが、昨年国会で全会一致で成立しました。

この新過疎法は、前文を新たに設け、過疎地の役割、課題、目指す姿を明記し、法律の目的を「過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的にかつ計画的に推進する」としています。そして、平成11年4月以降の合併市町村の一部過疎の枠組みを残しました。これにより、旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村が一部過疎となっています。

衆参の総務委員会では、新過疎法制定について、決議が上げられました。合併市町村の過疎対策の効果の検証と継続的な支援を行うこと、市町村計画に多様な住民の意見を十分に反映することなどの内容です。これを受けて、昨年の9月、むつ市議会でむつ市の条例が全会一致で議決されました。

1点目の質問は、旧過疎法を経て、見直しや追加についての主なものを説明してください。そして、新過疎法にどう反映させたのかお答えくださ

い。

2点目として、新過疎法の決議、住民の意見を十分に反映させることについて、どのように実施するののかもお聞きいたします。

第3の質問、川内地域の観光施設等についてです。まず、川内川溪谷遊歩道整備についてです。秋の紅葉もいけれども、芽吹きで山全体がほんのりと赤く染まり、山桜がところどころアクセントを添える春もみじの景色が一番きれいという声も多数あります。川内川溪谷遊歩道は4.4キロあり、平成4年（1992年）にオープンしましたが、平成28年（2016年）、6年前の台風で張出歩道から福寿の小径で落石や土砂崩れが発生し、通行止めとなっています。現地に行けば、大滝公園そばのセキレイ橋を渡った箇所に通止めの看板、またあすなろ橋の手前に看板が立っています。コロナ前は旅行客から、通行止めについて近くの温泉受付に苦情があったと聞いています。以前にも質問し、多額の経費がかかるという答弁で取り上げることも勇気が必要でしたが、見通しについて改めてお聞きします。

ホームページを開けると、川内川溪谷遊歩道の観光情報で、最初8件ほどは通行止めという情報が出てくるのですが、半分は全く触れていません。通行止め部分があっても魅力は十分ありますが、受け入れる側、地元として丁寧な説明、楽しみ方の提案等があってもいいのではないのでしょうか。フクジュソウ、またカタクリの密集地域散策コースへの道も無理なのではないでしょうか。

次に、湯野川公衆トイレについてです。現在閉鎖され、冬期間、凍結防止のため閉鎖いたしますという貼り紙が貼られているままです。近所の方から聞いた話ですが、旅行客が山に入って用を足している姿を見たということです。利用できるようにすべきではないのでしょうか、お聞きします。

第4、最後の質問です。パートナーシップ宣誓

制度についてです。青森県として、今年2月7日に制度をスタートさせました。宣誓には、「青森県では、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指し」「様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に、パートナーシップ宣誓制度を開始します」とあり、受領書を交付されると、県立病院でパートナーとしての入退院の付添い、基準を満たされている場合、県営住宅の入居申込み等ができます。スタートの早かった弘前市では、3組の方が宣誓しています。全国でこの制度を導入する自治体が増え、147になっていると報道されています。多様性が尊重される社会へ向かう今日、むつ市も積極的に一步を踏み出すべきと考えます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市子ども貧困調査についてのご質問の1点目、調査報告と対策計画についてお答えいたします。むつ市では、令和4年3月に教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つの支援を柱としたむつ市子どもの貧困対策推進計画を策定いたしました。

本計画の策定に当たりまして、昨年8月に市内小学5年生及び中学2年生と、その保護者等を対象としたアンケート調査を実施しております。このアンケート調査におきましては、貧困世帯及び独り親世帯の子供が将来の夢や希望を持つ割合や進学希望の割合が総体的に低いという結果が出ていることから、子供たちが夢を持ち、希望をかなえ、豊かな未来を実現できるよう多面的な貧困対

策の実施が必要であると認識しております。

今後におきましても、Smile Kids Officeにっこりっこにおける妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るとともに、全ての子供の夢と希望をかなえようという本計画の基本理念に基づき、関係機関と連携を図りながら適切な支援に努め、当市の状況に即した事業の実施について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、そのほかのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 工藤議員のむつ市子ども貧困調査についての2点目のうち、教育委員会が所管しております就学援助制度、給食費支援等についてお答えいたします。

まず、給食費支援等についてのご質問にお答えいたします。昨今の新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢の不安定化を受け、保護者が負担する給食費は増額となっていないかとのことですが、市内の小・中学校の給食費は、自校式により配食している学校についてはそれぞれの学校ごとに、給食センター方式により配食している学校については給食センターごとに決定しております。

昨今の社会情勢により、原油価格や原材料費の高騰について話題となっておりますが、市内の小・中学校に確認いたしましたところ、年度中途からの給食費の値上げの予定はないと伺っております。したがって、各学校や給食センターにおいては、献立や納入方法を工夫することにより、それらの影響を最小限にしているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、就学援助制度のご質問については、教育

部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） むつ市子どもの貧困調査についてのご質問の2点目、子どもの医療費無料化事業、就学援助制度、給食費支援等についてのご質問のうち、子どもの医療費無料化事業についてお答えいたします。

子どもの医療費無料化につきましては、乳幼児等医療費給付事業において、これまで段階的に制度の拡充を図ってまいりましたが、無料化対象者の拡大について、市民の皆様の期待が大きい事業であることは承知しております。市といたしましては、現在支援の拡充について協議を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） 就学援助制度を利用している率についてお答えいたします。

市内の小中学校において、今年度就学援助制度を利用している児童・生徒数は、6月10日の時点で全児童・生徒数3,644名に対し426名、率にして約11.6%となっております。令和3年度は、全児童・生徒数3,720名に対し467名、率にして約12.5%でありましたので、前年度と比較して0.9ポイントの減となっております。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） むつ市過疎地域持続的発展計画についてのご質問の1点目、旧過疎地域自立促進特別措置法を経て、見直しや追加をどのように計画に反映させたのかについてお答えいたします。

本計画は、国の過疎対策に関する特別措置法に基づくもので、昭和45年から10年を単位として法律制定あるいは期限の延長を実施してきたものでありまして、一定の要件を満たす過疎地域における取組を支援するため、国が財政措置を行うため

のものであります。

これまでむつ市では、平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域とみなされる旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村の3地域の振興発展の指針とするため、平成22年にむつ市過疎地域自立促進計画を策定し、令和2年度まで運用してまいりましたが、過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末で期限を迎え、新法として令和3年制定の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、令和3年度にむつ市過疎地域持続的発展計画を策定しております。

旧法における過疎対策の理念が過疎地域の自立促進を図ることであったのに対し、新法では過疎地域の持続可能な社会の形成及び地域資源等を生かした地域活力の向上と改められましたことから、3地域による持続可能なまちづくりを推進することにより、人口減少率の上昇を防止し、計画期間である令和8年3月末において、3地域の人口9,540人以上を維持することを目標値といたしました。

次に、施策に関する事項といたしまして、移住、定住、地域間交流の促進及び人材育成と再生可能エネルギーの利用の推進を追加し、川内地域と脇野沢地域を拠点として活動している地域おこし協力隊や大畑地域の麓岳での地熱利用の取組等を記載しております。

また、産業の振興におきましては、ジオパークの項目を追加し、3地域の特色ある資源を生かした持続可能な地域づくりについて記載しております。

そのほか、3地域それぞれにおいて抱えている課題が異なり、それぞれの地域の特色を生かした地域活力の向上を図る必要があるため、地域ごとの実情と対策についてを追記しております。

市といたしましては、本計画を基に川内地域、

大畑地域、脇野沢地域の持続可能な社会の形成及び地域資源等を生かした地域づくりを振興してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、計画実施に住民の声をどう反映させていくのかについてお答えいたします。新過疎法の施行の際、衆議院及び参議院において過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずることと決議されましたことから、広報むつ並びに市ホームページにて市民の皆様へお知らせをし、パブリックコメントを行いました。

住民の意見の聴取については、eメールやお手紙等を活用した市民の声にて日常的に意見を伺うほか、町内会長と市長との懇談会を実施しております。

また、市の最上位計画でありますむつ市総合経営計画におけるワークショップやむつ市総合開発審議会による意見交換、そして市議会での議論など、多くの場面を通じて市民の皆様からご意見をいただいております。

これらの多くの意見が市の方針としてそれぞれの計画に生かされ、全体として網羅的かつ統一的に市政に反映されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、パートナーシップ宣誓制度についてのご質問、制度の導入を早期に進めるべきについてお答えいたします。市では、性別にかかわらずお互いに尊重し、多様な価値観を認め合いながら、自分の意思と選択に基づき、心豊かに暮らすことができる社会の実現が重要であると考えております。

パートナーシップ宣誓制度の導入につきまして、当事者の方々が受けられるメリットや青森県及び他市の動向を注視しつつ研究してまいりたい

と考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 川内地区の観光施設等についてのご質問のうち、川内川溪谷遊歩道の整備についてお答えいたします。

川内川溪谷遊歩道は、全長約4.4キロで、新緑、紅葉といった樹木の彩りを楽しめるほか、春、夏、秋と季節ごとに様々な花々が咲き、雄大な自然を満喫できる川内地区の代表的な観光スポットであります。また、下北ジオパークのジオサイトでもありますことから、むつ市総合経営計画で進める広域周遊観光の拠点でもありと認識しております。

この遊歩道は、平成4年4月に供用を開始しましたが、張出歩道の老朽化が著しいほか、平成28年度の台風の影響により、あすなろ橋付近の約350メートルの区間に落石及び土砂崩れがあり、遊歩道を利用される皆様の安全を第一に考え、当該区間を通行止めとしております。

改修には多額の費用を要することから、通行止めを解除する状況には至っておりませんが、遊歩道の最大の見どころであります大滝から下流部の約3.2キロの区間にはセキレイ橋やあじさい橋、また令和2年度に全面改修した滝見台等の展望スポットがあり、豊かな水源がもたらした自然の造形美を堪能しながら散策することができます。

今後も引き続き遊歩道の点検を定期的に行い、危険な枝の除去や草刈り等を行うなど、川内川溪谷遊歩道を利用される皆様が安全、そして快適にご利用いただけるよう環境整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 川内地区の観光施設等についてのご質問のうち、湯野川公衆トイレについてお答えいたします。

湯野川公衆トイレにつきましては、利用者の減少により、令和2年度をもちまして閉鎖しております。市といたしましては、むつ市公共施設等総合管理計画の方針に基づき、施設の廃止等に向けた手続を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） どうも失礼しました。多岐にわたって質問しましたので、ちょっと混乱しておりますが。

国の貧困調査、昨年2月に行われましたけれども、7人に1人が貧困状態にあるということが大きく報道されています。でも、ある学者に言わせれば、国の設問とか基準、国の調査、県の調査、各自治体の調査の基準がばらばらで、なかなか比較できないというふうな批判の声もあるのですけれども、むつ市の先ほどののですけれども、感想、なかなか様々な設問がされて、一部の方が大変困っている、本当に苦しんでいるという状況は、それなりに私もアンケート調査を見て知ることができました。

私がもう一つ気になったのは、そのアンケート調査の中の学校調査、22校の学校に対して調査をしている箇所なのですが、令和元年度と令和2年度の状況について、次のような記述があるのです。学校の子供の貧困状態について感じたことがあるかどうか、22校の方の返答ですが、感じたことがあるというのが30%、そしてどういう場面が感じていますかという設問に対しては、教材費や給食費の未納、そして滞納があるということ。そして、学用品を買えない方が50%いる。子供の服装で感じる、保護者との面談に話があったということで、むつ市の子供の置かれている状況もなかなか厳しいものがあるのではないかなというふうなことを私は学校調査の中で感じております。

そして、格差が広がってきて、子供の貧困が広

がってきているというふうなことで、様々な今支援制度が行われていますけれども、子どもの医療費無料化事業ということで市長が勇気を持って踏み込むという公約を掲げましたが、今言えることは、どこまで言えるのでしょうか。まだこれからということなのですね。

（「今どういうふうな質問なのか」
の声あり）

○議長（大瀧次男） もう一度。

○2番（工藤祥子） それでは、私も何回も取り上げてきましたが、財源について、核燃税、新核燃税で行うというふうな答弁もありましたけれども、新核燃税がまだ、すぐ入ってくるという状況ではないのですが、むつ市長は一般財源の中で何とか見いだしていくという、そういう受け止め方でよろしいのですね。簡単にイエス、ノーで、市長の胸のうちをお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何かすごく誤解をされているのですけれども、子どもの医療費無償化というものは、これは貧困対策でやるということではありません。結果、それが貧困対策になるかもしれませんが、あくまでも少子化対策、子供たちの支援でやるということになります。

財源等については、現在市役所の中で調整をしているところですので、先ほどの部長答弁以上の答弁を、今日の時点ではできないということでご理解ください。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 分かりましたけれども、本当にお金がなくて病院に行けないで我慢したという、そういう回答もある中で、やはり貧困対策の一つとして、広い意味では貧困対策の一つとして、何とか早く実現してほしいと思います。

新核燃税が本当にむつ市に入ってくるという予想は、まだまだないと思うのです。東京電力の原

発も動いていないし、日本原電の原発も現在動いていないということで……

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員、一部通告内容を超えています。気をつけてください。

○2番（工藤祥子） はい。それで、一般財源から何とか工夫して繰り出す努力、本当に市長をはじめとして市役所の皆さん、どうかよろしく願いいたします。期待しております。

それでは、就学援助の利用率ですけれども、利用率が令和元年で11.6%、そして……これは令和2年でしたでしょうか。とにかく11.6%、令和3年で12.5%ということで、本当に青森県内でも低いほうだと思います。令和元年度で国の県平均が14.7%、青森県が17.14%なのです。そして、青森県内10市の中で利用率15%未満、その3市の中にむつ市が入っているのです。そして、私二、三日前にも県に電話しましたが、一番新しい情報でも15%未満で、3市の中にむつ市が入ったままだということは、私はむつ市の保護者の方が県内の中でそれほど高い収入があるということではないと思うので、もう少し工夫が必要ではないか、努力が必要ではないかと思います。

その一つとしては、準要保護の認定基準の仕方について私は要望したいと思うのですが、むつ市は就学援助の入り口として、市民税非課税と、それから親が病気になった場合というこの2つだけなのです。でもほかの町村を見ますと、国民健康保険の減免だとか国民年金の減免だとか、様々な入り口がありますので、私はそういうところも増やしてほしい。認定基準を増やす中で、本当に切実な悩みを持っているような、そういう家庭にまでも、この就学援助というものを広げていただきたいということを要望したいと思います。

それから、もう一つ、学校給食費のことは値上がりが少ないということで分かりました。本当によかったと思っています。ほかの地域では、給食費

値上がり抑制にコロナの臨時交付金を活用してくださいという文部科学省の通知が来ているみたいなのです。むつ市も来ていると思います。年度途中の値上がりはしないということの答弁でしたけれども、来年もこのような状況が広がっているのであれば、生産者の人たちも大変な苦勞をしていると思いますし、矛盾がいかないように、この臨時特別交付金を活用して、給食費の値上りを抑える、そして生産者の人たちを支援する、そのようなことで乗り切っていただきたいということを、これも要望いたします。

それから、2つ目の過疎地域の発展計画についてです。この過疎地域の発展計画、今まで自立促進でしたけれども、発展計画ということで変わりましたけれども、一番大きな変更というのは、新たに前文が設けられたということだと思います。過疎地は食料や水やエネルギー安定供給、自然災害、環境の保全、多様な文化の継承など、過疎地の特別な価値、これが認められての新過疎法制定ということ、このようなことをうたっていると思います。都市とは違う価値を持っている、このような過疎地に新たに新過疎法が制定されたということは、私は一步前進だと思っています。

そして、目的の第1条に人材の確保及び育成ということが追加されました。ほかにも追加は、農林水産業その他の産業の振興に関する配慮、規定とか様々なことが追加されて、私は過疎地域のチャンスとして捉えてこれからも取り組んでいかなければいけないと思っています。

そこでお聞きします。今までの旧過疎法の中で多数の事業がのっていましたがけれども、どのくらいの事業を行って、そしてその優先順位はどういうふうに決められてきたのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

平成22年に策定いたしましたむつ市過疎地域自

立促進計画に基づいて実施した事業といたしましては、ふれあい温泉川内改修事業、大畑の新漁港施設整備事業、観光遊覧船夢の平成号改修事業などを実施したほか、川内、大畑、脇野沢地域における市道や水道の整備、斎場改修、診療所医師確保対策事業などを行っております。

事業の優先順位につきましては、先ほども若干ご説明いたしましたけれども、町内会長と市長との懇談会、またeメールやお手紙などを活用した市民の声など、市民の皆様からいただいたご意見と緊急性等を検討した上で決定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 様々な大事な事業が行われてきたということをお聞きしました。それこそ有利な条件の中での交付税等を利用して様々な事業ができるので、これからも期待したいのですけれども、新しい今の新過疎法を見ますと、様々な事業がいっぱい並んでいます。そして、これまでも住民の声を聞いたということでしたが、コロナのせいもあるのでしょうかけれども、地区会長等はずっとこの間集まりがなかったというふうなことを言っていますし、それから新過疎計画をつくるときに、パブリックコメントを募集したというのですけれども、応募したのがたった1名だけなのです。

むつ市は、このパブリックコメントがなかなか市民にとっては敷居が高いのか、利用されていないのですけれども、もう少し住民の声を反映させるようなシステムというのは、いろいろやっているというふうな答弁でしたが、見えてこないのです。地区会長さんに聞くと、1年に1回の地区会長の会議があるだけだと言うのですけれども、なかなか見えてこないということで、もう少し何回やったかということ……

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員に申し上げますけれども、誤解を招くような発言、また根拠のな

いような発言は十分気をつけていただきたいと思っています。よろしいですか。

○2番（工藤祥子） 分かりました。

それでは、去年、おとし、さきおとしと…
…ごめんなさい、急な質問で。地区会長の会議等はどのくらい行われたのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私が言うのもなんなのですが、けれども、住民の意見を聞く仕組みというのは、まさに議会なのですね。私がそう言うと、またちょっと支障があるかもしれないけれども、皆さんが地域の意見を代表して、この場で意見を述べていただく。そのことについて私たちはしっかりと受け止めて、当然優先順位を第一として議員の皆様からの意見を過疎地域のその計画に反映させていくと、そのようなことだと私は思っています。ですから、地区懇談会を何回開いたとか、どういうふうな形で意見を聴取したかということ以前に、ここでしっかりと私は様々なその計画についても、あるいは施策についても議論を深めることが地域の皆様の意見を十分に反映することだというふうに理解していますので、そのことはあえて申し上げたいと思います。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 私も去年の9月の質疑、議案第61号のこのむつ市過疎地域持続的発展計画が成立するときにお聞きしたのですけれども、多様な住民の意見を反映する場所というのは、この議会だということを確認に市長はおっしゃいました。予算ごとにその計画の中から事業を抽出して、この議会ですっきりと議論していく。確かに議員としての大きな役割で、私たちもまだまだ不十分かもしれないけれども……

（「私たち……」「わどはちゃん
とやってるじゃないの」の声
あり）

○2番（工藤祥子） はい。私は不十分かと思いますが、しっかりとやっているところもあるのです。例えば佐賀県の佐賀市というところでは、計画策定の時点でも庁内各課と、それから地域からの提案事業を検討すると、そういう場を設けていますので、このような場があれば、もっといろんな事業をやっていく上で、市民の声を聞いた上で一つ一つ、何を一番市民が求めているのかということをつかんで過疎対策もやっていけるのではないかなというふうなこと。それは、幾ら努力しても十分ということはないかと思えますけれども、そういうことをやるということで、例えば過疎計画の中にいっぱい事業が載っていますけれども、過疎法がこういうふうにして改正されて住民の声を聞くことになったのだよと、過疎の価値が今認められてきているのだよというふうなことで、法律が変わったということで、この過疎法の法律というか、新しい過疎計画を地区会長なり役員の方にお知らせする、印刷してお知らせするというふうな手順は取る気はないでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、そもそもこの今回の新しい過疎法に基づく過疎計画をつくるときに、地域の意見を聞いていないかのような発言がありましたけれども、決してそういうことではなくて、私たちが計画をつくる時点で、当然ながら各庁舎、分庁舎は、それぞれが日頃市民の皆様から相談を受けているその事項について、当然ながらその計画に反映させるというシステムを日常的に行っています。したがって、基本的には今回私たちがつくっている計画そのものは地域の皆様からの意見の集約の結果であるというふうに私は捉えています。

そして、なおこうした議会の場があって、皆さんからもご意見をいただきながら、その計画の内容を精査し、その計画を実行するに当たっては、

常に予算という形で皆様にご審議いただいて、やり取りの中で決まっている話ですから、十分にこの地域の意見が反映されているというふうに考えられます。

したがって、どこかでこういうことをやっているからそっちのほうがいいというふうに、それは見えるかもしれませんが、しっかりそれは私たちがどういうプロセスでこの計画をつくったかということをご理解いただいてからご質問いただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 私も分からないところがたくさんあって、それは認めますけれども、新しく掲げられた目標の一つとして、人材育成というふうなことも書いてあります。地区会長なんかと話をしますと、本当に過疎地域は人口減少、高齢化、取り残されているということで、元気をなくしているという現実があります。そういう中で、国の方針なり、むつ市の方針なりを伝える中で、たくさん並んでいるこの事業の中で、これが一番住民が求めているよということもまた聞けることもあるかと思いますが、そのようなアンテナを高くして、何とかこの事業を進めていただきたいと思っています。

そして、3番目ですけれども、川内地区の観光施設等ですけれども、遊歩道について、本当に多額なお金がかかる、4.4キロという本当になかなかない遊歩道なのですけれども、改修の見通しというのは厳しいというのはそれなりに感じています。フクジュソウとかカタクリがある密集地、その行ける部分だけの改修ということも、これは不可能なのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

福寿の小径への遊歩道という部分でございますけれども、こちらにつきましても多額の費用がか

かります。多額といいますのが、当時の建設費を上回るくらいの費用が見込まれておりますので、現状ではなかなか難しいという判断になります。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 少しがっかりしましたけれども、分かりました。

カタクリを見に浅虫まで行っている人がいるのだよというふうなことで、あそこを活用できないかという声があるということだけは伝えます。

それから、今どき、本当にテンポが速くなっているこの現代で4.4キロ歩きたいという人もいると思うのですが、ポイント、ポイントで、もう少し工夫が必要でないかなということを思います。あそこに行けば木の名前が分かるとか、山野草の名前が分かるとか、様々なポイントの魅力をアピールする中で、しっかりとそれぞれ通行止めのことももっともっと大きく書いて、半分のホームページにしか通行止めというのが観光情報の中に載っていないのです。だから、ここをまず改めて丁寧伝えるとともに、もう少しポイント、ポイントでも楽しめる、そのような方法を提案していくというふうなことを私求めていきたいと思っています。

この間午後6時過ぎに大滝公園の前を通りましたら、車を止めて煮炊きしている方がいたのです、小さいボンベで。「どこからいらしたのですか」と聞いたら、上北の方で、釣りに来たというのです。「奥入瀬もいいけど、ここもいいね」と本当に褒めていまして、午後8時半になるとライトアップがなくなって、星空がきれいなんだよというふうなことをいろいろ話をしてくださって、ああ、こういう釣り客の方も来ているのだなと。キャンプ場が閉鎖されているから、ここで泊まりますと、そういうふうなことをおっしゃっていた方もおりました。そして、「何か注文ありますか」と言っ

たら、「木製の階段が危険なので、ここを直してほしい」というふうなことも言っていました。「本当は、私は大滝からふれあい温泉川内まで歩くということで行ったのだけれども、閉鎖になっててがっかりした」と。看板があるのだけれども、その方は外国人だったのです。「私は英語を読めないんで」というので、事情は分かりました。まず、こういうふうな出会いもあったということです。何とか、それでは今の現時点での魅力のアピールの仕方ということを要望いたします。

それから、湯野川の公衆トイレですけれども、確かに今大滝公園には公衆トイレがあります。湯野川のトイレまで13分ぐらいかかるのです。そして、今年から冬は通年で通れるようになります。そうすると、私トイレの箇所を増やしてもいいのではないかなというふうな気がいたします。川内のまちから佐井まで、かもしかラインを通過してトイレがないということは、本当にちょっと厳しいのではないかなと思います。大滝公園は、冬になると除雪しないし、使えません。県道ですから、ほかの機関とも連携して、何とかこのような事情を考慮していただきたいと思います。

時間もだんだん迫ってきました。パートナーシップ宣誓制度ですけれども、他市の動向を見て研究していくということでしたが、青森県が導入して、そしてこれからももっと広がっていくのではないかなと期待はしています。一番最初に導入したのは弘前市なのです。今回で2回目ですけれども、1回目に取り上げるときに、弘前市の職員の方に電話をしました。そうしたら職員の方が一生懸命勉強して、トップバッターとしてこの制度を導入したという話を聞きました。最後に、「どこに行っても引き続いて尊厳を持っていける青森県になればいいですね」ということで、私にエールを送ってくださったその男性職員の話、私心に残っております。何とかむつ市でも早い導入を求め

たいと思います。

ジェンダー平等社会に大きく動き出している今日、一步一步扉を開いていきたい、そういう思いで質問いたしました。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎原田敏匡議員

○議長（大瀧次男） 次は、原田敏匡議員の登壇を求めます。18番原田敏匡議員。

（18番 原田敏匡議員登壇）

○18番（原田敏匡） 18番、自由民主党、会派未来への轍の原田敏匡です。むつ市議会第252回定例会において一般質問を務めさせていただきます。通告に従いまして、3項目3点について質問いたします。今回の質問、3点とも市民の切実な声を基にした質問となっておりますので、市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに1項目め、新型コロナウイルス後遺症に悩む市民の現状と市の対応についてを質問いたします。新型コロナウイルス感染症に感染した後、療養期間が終了したにもかかわらず症状が慢性化したり、新たに出現してしまう方が少なくありません。後遺症が疑われる症状には、倦怠感、息切れ、息苦しさ、味覚障害、嗅覚障害、抜け毛、集中力低下、せきなどの症状が挙げられます。広島県は、新型コロナウイルス感染症の後遺症の実態

を把握するため、県内で罹患した人を対象に調査を実施、その結果新型コロナウイルス感染症の後遺症が疑われる人は全体の34%、また今年1日に厚生労働省研究班から新型コロナウイルス感染症に感染した患者の1割以上に、1年後も後遺症と見られる症状が残ることが調査結果として報告されました。このことから、市としても後遺症に悩む人、生活に支障を来している人の把握、それに伴う必要な支援策を講じていくべきと考えますが、本市の現状と取組についてお伺いいたします。

2項目めは、不妊治療の保険適用拡大に伴う今後の市の支援について質問いたします。不妊治療の公的医療保険の対象が4月から拡大されたことに伴い、令和4年4月1日以降、新たに開始される特定不妊治療費については、青森県の助成事業の対象外となりました。現在の市の特定不妊治療費の助成に関しても、青森県特定不妊治療費補助金の交付決定を受けていることが要件となっているため、保険適用後の治療については、県同様終了となるのか、もしくは要件を変え、独自の助成を行っていく考えはあるのか、今後の市の支援の在り方についてお伺いします。

3項目めは、GIGAスクール構想の現状について質問いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったことから、当市でも令和2年6月、むつ市版GIGAスクール構想が発表され、当初のスケジュールを大幅に前倒しし、整備が進められました。しかしながら、今定例会の冒頭で報告された行政報告では、休校措置、学級閉鎖の措置を取った学校数に対し、登校できない児童・生徒にタブレットを活用した家庭学習を実施した学校が中学校1校、小学校1校と、構想から約2年、整備されてから1年以上経過している今、その活用が進んでいないといった印象を若干受けます。

このことについては、多くの保護者の方からも、自宅待機期間中の学習課題の在り方、タブレットを活用できないものか等々のご意見をいただいております。

そこで、現状学校では、タブレット等のICT端末がどのように活用されているのか、またむつ市版GIGAスクール構想に対し、今年度中どこまで進展する見込みなのか、具体的な内容をお伺いします。

以上、3項目3点につきお伺いいたします。

これで、壇上からの質問は終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、不妊治療の支援についてのご質問、保険適用拡大に伴う今後の市の支援についてお答えいたします。

令和4年4月より不妊治療が公的医療保険の適用対象となったことを受け、窓口での負担額は保険診療の治療費の3割となるほか、高額療養費制度の活用も可能となりました。しかしながら、不妊治療は治療内容や費用について個人差が大きいため、保険適用となったことにより経済的負担が軽減される方がいる一方で、治療費の助成制度の終了により、結果として自己負担が増える場合もあるということは認識しております。

現在市では経過措置として、令和4年度に限り要件を満たす方は治療に要する費用の一部を助成しているところであります。不妊治療の保険適用は開始されたばかりでありますことから、今後につきましては、まずは実態の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 原田議員のG I G Aスクールについてのご質問、G I G Aスクール構想の現状についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、1人に1台のタブレット端末の配備と、それを活用するためのネットワーク環境の整備といったG I G Aスクール構想の計画が急速に進み、本市においても昨年度までに小学3年生以上の児童・生徒へタブレット端末を配備し、今年度中には全児童・生徒への配備が完了する予定となっております。

まず、昨年度の具体的な活用内容といたしましては、インターネットによる調べ学習や動画の視聴、体育においてカメラ機能で動画を撮影し、運動の動作の確認をしたり、友達との動作の違いを比較したりする等の学習活動が見られました。また、タブレット端末で使用できるデジタル教材として、小学校には算数、中学校には英語を購入、配付し、授業で活用いただきました。

今年度は、小学校に国語、社会、算数、理科の4教科、中学校に国語、社会、数学、理科、英語の5教科のデジタル教材を配備したことで、授業での活用だけではなく、朝自習や業間の時間に取り組む等、昨年度1年間の累計学習回数が約3万4,000回であったのに対し、今年度は現時点において既に約5万8,000回となっております。

昨年度に比べ、積極的に活用していただいている状況を伺うことができます。そして、授業におけるタブレット端末の活用についても、昨年度までの取組に加え、複数の児童・生徒が文字を打ち込んだり、手書きしたものを一つの画面に同時に映すことができる、こういったタブレット端末の特色を生かし、意見の交流や考え方の共有を図りながら授業を行っている学校もございま

す。

さらに、自動集計や採点機能を生かして小テストやアンケートを実施する等、様々な教育活動に活用されるようになってきております。今年度においては、タブレット端末の持ち帰りについて検討を始め、これまで家庭ごとの通信環境の差異や有害サイトへのアクセスやセキュリティー面、SNS等の利用によるいじめ問題への懸念から、家庭への持ち込みを保留いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの児童・生徒が登校できない状況となり、こうした児童・生徒の学びを保障する観点から、通信環境を要しない端末を準備するとともに、家庭へ持ち帰って使用する際のルール等について検討と整備を進め、4月末の臨時校長会での説明を経て、5月中旬、全小・中学校に対してタブレット端末の持ち帰りを進めるよう依頼したところでございます。

各学校では、タブレット端末の持ち帰りに向けた準備を進めていただき、既に取組を開始した学校があります。教育委員会といたしましては、市内全児童・生徒が等しくタブレット端末導入の恩恵に浴することができるよう、速やかに全校での持ち帰りが可能となるよう支援してまいります。

現在は、出席停止等によって登校することができない児童・生徒が対象となっておりますが、現状における課題の把握と、それに対する対応策等を並行して講じ、日常的な持ち帰りへ移行してまいります。これによりデジタル教材を使用した学習や電子データで作成した宿題の解答及び送信など、タブレット端末の活用の幅が広がるものと考えております。

また、タブレット端末を使用して効果的に学習を進めるためには、教員の指導力向上が不可欠であり、一昨年度及び昨年度、教員を対象とした研修会を年2回開催する等、ICT活用指導力の向上を進めてまいりました。

教育委員会といたしましては、今年度も教員を対象とした研修会と講座の開催を通して指導力向上を図るとともに、学校間で活用や指導に差が生じないように努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） 今後の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問、新型コロナウイルス感染症の後遺症に悩む市民の現状と市の対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症罹患後症状、いわゆる後遺症は、新型コロナウイルス感染症に罹患後、感染性が消失したにもかかわらず、療養中に見られた症状が続いたり、新たに症状が出現することであり、WHO世界保健機関の定義では、新型コロナウイルス感染症に罹患した人に見られ、少なくとも2か月以上持続し、ほかの疾患による症状として説明がつかないものとされており。

主な症状は、倦怠感、関節痛等の全身症状、せき、息切れ等の呼吸器症状、記憶障害、頭痛等の精神神経症状、味覚障害、嗅覚障害等のその他の症状に分類されます。

これらの新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応といたしまして、現在市では新型コロナウイルス感染症総合相談窓口を設置し、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後6時まで、新型コロナウイルス感染症に関する各種相談を受け付けておりますが、これまでに後遺症に関する相談は寄せられておりません。

今後におきまして、新型コロナウイルス感染症総合相談窓口を気軽にご利用いただけるよう、これまで以上に広報を充実させるとともに、相談が寄せられた場合には、まずはしっかりと相談内容を受け止めた上で、速やかに医療機関を受診するようアドバイスをを行うなど、確実に受診に結びつく体制を継続してまいりますので、ご理解を賜り

たいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） それでは、順次再質問いたします。

まず、コロナの後遺症からですが、実際のところ、新型コロナウイルス感染症自体もそうですが、後遺症に関しても効果的な治療法とございますか、そういったものは確立されておらず、全国的に見ても、後遺症に関しての広報を充実させているという自治体がほとんどであります。

青森県のほうも一応ホームページで、後遺症に悩む方という部分がありまして、その中に指定の医療機関等、むつ市内も五、六軒あるのですか。指定されておりますが、実際青森県の窓口のほうに後遺症で少し苦しんでいる方が電話して対応されたのを聞いたのですけれども、なかなか根本的な解決には至らず、自宅療養、自分の免疫というのか、体力の回復するのを待ってくださいという形のように、なかなか後遺症に関しては難しいなという部分は私自身思っています。

何で今回取り上げたかという、どこに相談していいかわからずに一人で悩んでいる方が結構いらっしゃるのです、私の周りでも。そういった方々に対して、ぜひ今言った窓口のほうを後遺症に関してもぜひ問い合わせくださいというような広報を充実していただいて、相談できる、一人で悩まなくてもいいような体制づくりをお願いしたいなと思います。

1点再質問は、むつ総合病院をはじめ市内でも数軒そういった県の指定を受けている病院がありますけれども、そういったところに実際後遺症で外来されたとか、そういった話というのを市のほうでも把握していたらどういったものがあるのか、お聞かせ願えればなど。なければないで構いませんので、ひとつお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、そもそも今現状1,500人程度の市民の皆様が新型コロナウイルス感染症に結果的に罹患してしまっていると。少なからずというか、少なからずというほどでもないですけども、ごく少数の方々だとは思いますが、後遺症が長期にわたって残っているという話も私も耳にしています。そうした相談についても、我々の相談窓口で受け付けていますというお話は、次の広報からしっかりさせていただくということはまずお約束させていただきます。

ただ、大事なポイントは、これは病気なのです。ですから、正直申し上げて、むつ市に相談されても、これ実は本当困るのです。皆さんもそうなのですけども、仮にそういう後遺症の相談があったら、「病院に行って」と言ってください。それしかないのです、はっきり言って。「むつ病院に行ってください」というふうなお話で相談を受けたら、すぐに対応していただくというのがまず正しい相談への答えなのかなというふうに思っております。

後遺症の方々の数とかこういうふうなことがあるよということについては、正直申し上げて、むつ総合病院から、あるいは他の民間の医療機関からむつ市が何か調査をしたということもございませんし、実数というものは現時点では把握しておりません。

繰り返しになりますけれども、後遺症のある方は、もちろんむつ市でも相談をお受けしますけれども、そのことについて書きますが、「病院に行ってください」というのが多分一番正しい答えになりますので、ぜひその旨は原田議員からも相談のあった方にお伝えいただければと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 市長のおっしゃるとおりだと

思います。実際私のところにお話を持ってきた方も、むつ総合病院に後遺症の専門外来あったらいいのになというお話をいただくのですけれども、ただ先ほど言ったとおり、後遺症に対しての明確な治療法も全国的に見てもない段階で、そういった外来があってもという思いがあります。

また、多くの方が県のホームページを見ないと、指定医療機関があるということすら分からずに、コロナに罹患してしまったから、なかなか病院に行きづらいというような形で受診しないという方も多く見受けられますので、ぜひ広報のほうに、それこそ気軽に後遺症に悩む方は行ってください、どんどん行ってくださいとアナウンスしていただければと思います。

続いて不妊治療のほうに移ります。先ほど高額療養費制度のお話がありました。この中にもその制度を使った方、多分たくさんいらっしゃるのでしょうけれども、多分私たちの年代だと、あまり使う機会がないのかなと。かつ不妊治療を行っている世代も、まだ高額療養費制度を活用している人たちが多分いないと思うので、例えば代表的な不妊治療を行った場合、どの程度高額療養制度を活用して払戻しがされるのか。例えば市で把握しているであろう年代と、その所得、大体代表的なものをピックアップして、少し計算してみたいなと思うのですけれども、もしありましたら、お願いします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、不妊治療の平均的な費用ということになりますけれども、厚生労働省が公表している調査結果によりますと、体外受精で約50万円となっております。また、不妊治療の回数の方なので、年齢によって回数の方でも保険適用になる部分が異なりますけれども、40歳以上43歳未

満の方であれば、通算3回までとなっております。

なかなか個人差があるものですから、計算しづらい部分はあるのですが、1回50万円の治療を3回実施した場合の自己負担額と高額療養費として還付される額ということでお答えさせていただきます。

例えば国民健康保険加入で所得の区分が210万円から600万円の範囲と仮定いたしまして、一月当たりの支払金額が50万円の治療を3回実施した場合は、医療費の総額150万円に対し3割の45万円が自己負担額となり、このうち約20万3,000円が高額療養費として給付されることとなりますことから、実質的な自己負担額は約24万7,000円となります。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ぜひ市の独自の支援もお願いしたくて今回一般質問したのですが、先ほど市長のほうから、今後の推移、経過を見て検討していくというお話でした。

私去年でしたか、予算か決算の委員会でも、この件について同様の質問をさせていただいた際に、私の友人、不妊治療をやっている、やっぱり金銭的にちょっと厳しくて、県外のほうに出稼ぎに行ったのです。それをその場で紹介したのですが、去年の年末ですか、奥様もそちらのほうに移住というか、旦那さんがいるほうに行ってしまうって、むつ市を離れていってしまいました。これまで何度か不妊治療の質疑等々行ってきた一人としては、少し寂しい気がしてしまって、その理由でこのむつ市を離れて行ってしまったということに少し自分の無力さを感じたといいますか、そんな出来事がありました。

2019年のデータで、総出生数に対して14人に1人が不妊治療を経て体外受精で生まれてくる子供の割合だそうです。2019年のデータなので、今現

在は多分もっともっと割合が多いただろうと、かつこの間のニュース等で、今の20代の世代の4割以上がデートをしたことがないとか、彼、彼女がいないといったのを見ると、ますますそういった不妊治療に対する割合が増えていくのではないかなということが予想されます。

前回特定不妊治療に助成した際に、市長がある会合で言ったのですが、むつ市はこれから揺りかごから墓場までではなく、揺りかごに乗る前から支援していくのだと、非常に力強い言葉でした。来年度予算に関して、ぜひこの部分、助成していただくことを期待して、この質問を終わります。

次、GIGAスクールについてですが、報告いただきました。1つ疑問があるのですが、答弁の中でSNS等の対策で昨年度は持ち帰らないことを前提に進めてきたというお話だったので、当初の構想だと、持ち帰るものだと私たちの頭にはあったわけです。実際新型コロナの中で想定されていいと思うのです、突然休校等があるときに。基本的には、持って帰らなくてもいいのですが、いつでも持っていける準備は、去年1年間の中でできたのではないのかなと。今回4月以降新型コロナで休校措置があって、何か急に持って帰ることが進んだように思うのですが、なぜ去年そういった準備をしなかったのか等々、何か理由がありましたらお願いします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

まず、ご指摘に関しては真摯に受け止め、深く反省をしております。前提としてタブレット端末の導入は、全国児童・生徒に等しく与えられた新しい学びの貴重な機会であると、このように認識しております。したがって、その保障は喫緊の課題であり、私どもとしても最優先で取り組んでいかなければならない、そのように考えている

ところです。

そして、ご指摘に対する回答ですけれども、確かに理由はあります。昨今もホームページや新聞等でも取り上げられることが多く、心を痛めておりますが、学習端末を使っていじめが発見されている、そのような例も多々私どもも承知しております。

また、答弁でも申し上げましたように、通信環境を前提として構築されているシステムであるがために、家庭によってそうした環境が整っていないければ、やはり不合理であろうと。そのようなこともありまして、先ほど申し上げたように、対応策として、そうした設問ですとか、あるいは学習資料をインストールした端末を用意して、別途持ち帰りができるようにもしていたのですけれども、今申し上げた2点等に関しまして、ハード面、そしていろいろなルールづくり等に関して時間を要してしまって、そしてご指摘をいただいたような事態となってしまったことを本当に深く心から反省をし、こうしたことがないように、そして今後はこうして遅れを取り戻し、議員ご指摘いただきましたように、子供たちが自由に使って自らの可能性を開いていけるような、そのようなツールとして十二分に活用できるように全力で努めてまいります。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 非常に丁寧な答弁でして、これから再質問しにくくなったのですけれども、そうですね。今後、順次持ち帰り等々で活用できることを進めていただければと思います。

日常の学習の中で活用されているのは、私も子供から聞いていますし、そのとおりの内容がありましたので、ただやっぱりタブレット、期待されるのは持ち帰り後の学習であったり、学校が休校措置、学級閉鎖等があったときのオンラインでの授業だと思うのです。

そこで、先週2年ぶりに田名部中学校の学区懇談会が開催されましたので、ちょっと伺って、その場でもタブレットに関して質問させていただいたのですけれども、田名部中学校では既にオンラインの授業も行っているという教頭先生の報告があったのですけれども、実際今オンラインの授業ができる環境が整っている学校数はどの程度あるのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

小学校4校、中学校5校、計9校がおっしゃる学校に該当いたします。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） ある程度クラスが少なく学年数も少ない学校であれば、カメラとかその辺の準備というのは容易なのかなと。ただし、クラス数が多い学校に関して、同時にというか、学級閉鎖ではなくて学校閉鎖になってしまった場合、同時にオンライン授業ができるクラス数というのは今どの程度になっているのか。あくまで各学校にそういったオンライン設備、例えば空き教室を使用してカメラを配置して、各学校1クラスしかできませんよという体制なのか、それとも既に各クラスにそういったカメラ等々が配置されて、同時にオンライン授業ができる環境なのか、その辺の整備状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

まず、システムですけれども、特別にオンライン授業用のカメラセットその他があって、そしてそういったハードウェアをしっかりと全部の学級に整えて、そしてオンライン授業を行う。そのような形で、ないことを前提としております。タブレットあるいはPCがあれば、今の機材であれば我々が想定しているオンライン授業ができますので、そうしたものに関しては、さほど大きなご心

配をいただく必要はないのかなと思っております。

あと、回線の容量等もありますので、これに関してはそれぞれ状況が地区だったり、学校等によって異なることとなりますので、この場でお答えすることは差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） いずれにしても今回の4月、5月、6月で一気に進んだなという感は私も受けています。ぜひこのままの体制を、昨年度みたいな形で、ストップするのではなくて、進めていただきたいと思います。

最後に、市長の今回の公約にもGIGAスクール構想の進展と学力向上といった項目があります。そこで、最後に市長から、これまでのGIGAスクールの進展状況と、また今後のビジョンに関してお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず進展状況ということでいけば、私の理想とするGIGAスクールが100だとすると、百点満点で言うと、まだ5点ぐらいしか進んでいない、これが現状だと思います。これは、もう正直に申し上げて、まだその程度。これは、環境も含めてですけれども、だと思います。これからのビジョンというのは、GIGAスクールとかタブレットというのは、あくまでもこれは手段なのです。目的は何かというと、やはり自分の力で強く生き抜いていく大人に子供たちが成長できるような、そういう仕組みをつくっていくことだと思います。自分の力で強く生き抜いていく大人に成長できるような仕組みをつくっていくことだと思います。

果たして、では何をこれからしていくかと。まずそもそもですけれども、そもそも私も原田議員

も同じ世代で、30年前に小学校、中学校でした。30年前の小学校と中学校と今の小学校と中学校、現場を見に行くと変わっていないのです、ほとんど。チョークアンドトーク、いわゆる黒板に板書をして、先生が学習指導要領に基づいて、その内容を見る。子供たちは、その板書を書いて授業が進んでいく。果たしてそれでいいのか。子供たちは、その今の時代から、私たちは40代ですけれども、40年後に第一線に出てくるわけです、こういうふうな。第一線に出てくる子供たちが、30年後に第一線に出てくる子供たちが、30年前の教育と同じことをしている。もう60年遅れているのです、これ、はっきり言って、単純に計算したら。やっぱりこれでいいはずがない。

それでは、今何を教育の中でしなければいけないかといえば、これだけ1人1台端末が与えられる時代ですから、そもそも個別最適化された学習が必要になってくる。黒板に書いたものを先生がお話しして板書する。これは、もう小学校の2年生ぐらいから飽きている子がいます、はっきり言って。もうとっくに公文なんかで6年生の算数が終わっている子がいるのです。それから、中学校に入るときには、もう既に英検3級取って、中学校3年間分の、何なら英語の時間というのは、そういうやり方であれば、もう要らないという子供たちはいっぱいいるのです。逆に授業についてこれない子たちもいます、当然ですけれども。そのやり方は一方通行なので、ついてこれない子たちがいる。でも、そういう子たちに可能性を与えるのがタブレットであり、持ち帰り学習であり、ネットを通じた様々な学習方法。だから、個別最適化された学習というのは、一人一人の子供たちの学習の進捗具合や学習能力に応じた形で進展できるこれ可能性はあるわけです。

もう一つは、やっぱり新型コロナで学校に行けなくなって、より分かったのですが、学校という

のは物すごく大事だと。タブレット持ってオンラインで家の中で勉強するだけでは学び得ないものがたくさんある。例えば隣にいる子、一緒に勉強していても、「何ページ見てね」と言っても、どうしても遅れる子がいると、教えてあげたり、あるいはその隣の子がちょっと遅れているなと思ったら、「はい、次ここだよ」と教えてあげたり。それは、人間の私たちの生きていく社会で物すごく大事なことで、学び合いの中で、そういう意味では生きる力というのが発見できたり、それを獲得できるのが私は学校だと思う。そういう2つのことを提供するのが学校のこれからの役割に、これ絶対なっていくわけです。要らないのです、教科書開いて、板書して、それを書かせるなんていう教育は。それは、規格大量生産の時代に日本社会が求めてきたこと、それは教育で、そんなことをしていったら、国際的に日本はもう遅れを取り戻せなくなってしまう。そろそろそれに気づいて、GIGAスクールという文脈の中で個別最適化された学習をやっていくのと、それに合わせて学び合いの中で生きる力を磨いていく。そういうことをしなければいけないのがこのGIGAスクールなわけです。

ですから、新型コロナでタブレットを持ち帰るか持ち帰らないかなんていうことを議論しているのは、はっきり言ってもう全然話にならない。そういうことをすっかりこれからGIGAスクールでやって行ってほしいと思いますけれども、質問の答えとしては、まず私は子供たちに自分の力で強く生き抜いていく大人に成長できるような仕組みをこのGIGAスクールを通じて提供していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午後2時50分まで暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤 武議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 今日最後になりましたが、一般質問を行います。日本共産党の佐藤武です。通告に従って2項目6点について質問します。

会計年度任用職員制度が始まって3年目に入りました。かつて地方公務員の種類は、常勤職員、再任用職員、任期付職員、特別職の非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員と非常に種類が多く、厳しい財政状況の下で地方公務員の中の臨時非常勤職員は年々増え続けてきました。これら臨時非常勤職員の人たちは、年収200万円に満たない人も多数おり、いわゆるワーキングプアと呼ばれていました。安い給料、不安定な雇用、曖昧な評価基準、正規職員と同じ仕事をしていても待遇は全然違うなどの問題が指摘されてきました。

そこで登場したのが会計年度任用職員制度です。しかし、全国的な傾向として、一部手当や休暇等の改善が見られましたが、1年ごとの契約社員のような立場にあり、任期が延長されたものでもなく、再度任用されたものでもなく、新たな職に任用されたものです。ですから、来年も雇用されるかどうかは分からない不安定な身分であることに変わりはありません。それにもかかわらず、服務規程が適用されて正規職員と同じ責任が課せられています。同一労働同一賃金も守られているわけではなく、賃金水準も大きく改善されたとは

言い難い現状です。

このような問題点が指摘されている中、令和4年度一般会計予算に会計年度任用職員が658人と、計上されているその数の多さに驚いたことから、以下3点について質問いたします。

1点目は、令和2年度から制度化された会計年度任用職員の任用の現状についてお伺いいたします。

2点目は、会計年度任用職員制度をどのように評価しているのか。

3点目は、会計年度任用職員制度の問題点についてどのように認識しているかをお尋ねします。

次に、市内循環バスについて質問します。今年4月から市内の民間企業が市内循環バスを運行させました。市民の足を守り、生活を維持し、利便性を確保するという一方で、一般質問でも一度取り上げましたが、一民間企業が黒字化を目指してこうした市民要求に応えようとしている姿に驚きとともに期待をし、挑戦する志に心を動かされました。運行は、実証運行の段階ですが、実証を経て本格運行を目指しているとのこと。市内循環バス運行という市民の思い、願いを実現していくための第一歩になることを願っています。

公営交通機関を持たないむつ市ですから、民間企業と協力して実現する以外に道はないと思っています。そこで、以下3点について質問します。

1点目は、市内循環バス運行の必要性についてどのような見解をお持ちでしょうか。

2点目は、市内循環バスについて、市としてはどのような方針を持っているのか。

3点目は、民間企業との協力についてどのように考えているのかをお尋ねします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐藤武議員のご質問にお答

えいたします。

まず、会計年度任用職員についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、市内循環バスについてのご質問の1点目、市内循環バスの必要性についてお答えいたします。市では、運転免許証を持たない高齢者や学生等、日常生活において移動手段が限られている方々にとって、市内循環バスをはじめとする市内の公共交通は生活の足として必要不可欠なものであり、その維持及び確保、また利用しやすいサービスの提供が求められているものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目及び3点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） 会計年度任用職員についてのご質問の1点目、令和2年度から制度化された会計年度任用職員任用の現状についてお答えいたします。

令和4年6月16日現在の会計年度任用職員数は598名で、事務補助員、学校調理員、スクールサポーターなどの職種の職員を配置しております。

次に、ご質問の2点目、会計年度任用職員制度をどう評価しているかについてお答えいたします。令和2年度より開始された会計年度任用職員制度では、期末手当の支給や昇給が可能になったことに加え、休暇制度など勤務条件においても常勤職員とほぼ同様の取扱いとなったことから、待遇面の改善につながったものと認識しております。

一方で、地方公務員法の適用を受けることとなるため、会計年度任用職員も懲戒や分限の対象となることから、秘密を守る義務、政治的行為の禁止など、公務員としての対応が求められることとなります。

次に、ご質問の3点目、会計年度任用職員制度の問題点についてお答えいたします。制度開始より2年が経過いたしました。運用面において、特に問題となっていることはないものと認識しております。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） 市内循環バスについてのご質問の2点目、市内循環バスについての市の方針についてお答えいたします。

市では、平成30年3月に下北地域5市町村及び公共交通事業者、地域住民の代表者等で組織されます下北地域公共交通総合連携協議会におきまして、公共交通のあるべき姿を示すとともに、圏域が抱える公共交通の問題、課題に対し、将来にわたり住民の生活を支える持続可能な公共交通体系の構築に向けた考え方や取組等の推進を図るため、下北地域公共交通網形成計画を策定し、これに基づき循環路線を含めた公共交通機関について再編、見直しを検討することとしております。

また、道路運送法に基づき設置されますむつ市地域公共交通活性化協議会につきましても、公共交通事業者、地域住民の代表者等にご参加いただいております。路線バス等の旅客輸送の確保や利用者の利便性向上についてご意見をいただき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等の協議を行うこととしております。

次に、ご質問の3点目、民間企業との協力についてお答えいたします。市では、高齢者の方の積極的な社会参加による健康増進及び福祉の向上と公共交通機関の利用促進を図るため、市内路線バス事業者等と連携し、昨年10月より75歳以上の方を対象に市内路線バス等の運賃を無料とするむつ市高齢者無料乗車証事業、いわゆる「AGEHA」の事業をスタートしております。

また、地域公共交通を担うバス事業者に対しましては、不採算路線を維持するため、市町村にま

たがる地域間幹線のバス路線に対しまして、国、県、沿線町村との協調補助を行っておりますほか、脇野沢地区における九艘泊源藤城線、川内地区における川内湯野川線に対しましては市単独の補助を、大畑地区におきましてはデマンド型乗合タクシーの運行を委託し、地域住民の生活の足の確保に努めてきたところでございます。

今後におきましても、市民の皆様のご意見をいただきながら、むつ市総合経営計画に位置づけております公共交通の確保に向け、様々な手法について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） ご答弁、どうもありがとうございました。項目ごとに再質問をさせていただきます。

1項目めの会計年度任用職員についてですが、会計年度任用職員制度は、公的な不安定雇用だというふうに認識、私はしているのですけれども、市のほうではどういう認識をされているのですか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

我々としてどういう認識かということのご質問ですけれども、制度そのものは全国一律の国の制度でありますので、私どもとしてこの制度をそのような形でレッテルを貼って論評する立場にはございません。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 会計年度任用職員制度については、国一律ですので、市でできるところが限られているというのは私もよく分かっていますので、なかなか根本的な解決の仕方とかということ、あるいはこれをどう評価するということは、なかなか難しいところだろうというふうには思っています。

そこで、むつ市では6時間半以上といますか、6時間半勤務の臨時雇用をしている事務補助員の方が、年度当初の予算を見ると101人計上されているのですが、これは本来それだけの人数が不足しているというか、必要だということなので、もう少し対策が必要ではないかと思うのですが、人件費を削減するという意味でそういうふうになっているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

先ほどの質問で市長がお答えしておりますとおり、この制度そのものは全国一律の国が定めた制度でございますので、こちらのほうで論評するような立場ではございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 国一律の制度ですけれども、総務省は単に財政上の制約を理由として合理的な理由なくフルタイムでの任用を抑制することは適切ではないという趣旨のことをこの制度をつくったときに言っています。ですから、フルタイムでも採用できるという制度なのですよね。

（「だから」「どうしたの」の声あり）

○1番（佐藤 武） いや、自席から「だから、だから」と聞こえたから。

（不規則発言あり）

○1番（佐藤 武） いえいえ、淡々と進めています。

ということは、フルタイムでも任用できるということではないかと思って、その総務省の趣旨と少しずれているのかなというふうなことを私は感じています。

民間ではこういう雇用の仕方というのが人件費の削減の手段としてよく使われていることがあります。年度当初、先ほど申し上げた事務補助員

101人という大人数が必要だということであれば、例えばフルタイム、あるいは正規職員を忙しいところに充てるというふうな考えはないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

先ほどの件の総務省の趣旨につきましては、十分承知しております。制度の採用につきましては、パートタイム、フルタイムの採用につきましては、これまでの業務量、事務量を総合的に勘案して、私どものほうはパートタイムを採用しているということでございます。あと採用につきましては、それぞれの部署においての必要な業務量等十分把握の上で必要な人材を確保しているということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 今全部の会計年度任用職員について触れられる時間がないので、事務補助員を主に中心に質問したいと思います。事務補助員と一般行政部門の職員との職務の決定的な違いというのはどういうところにあるのですか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

会計年度任用職員事務補助員の方は、正職員の事務補助的な業務を担っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 補助的ということは、正規の事務職員が行うべき事務のところには含まれないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

正職員というのは、市政運営のために必要な職務を主に担っておりますが、会計年度任用職員の方は、その事務的な補助を担っているというよう

な違いでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ちょっと分かりにくいのですが、私も市役所の中の仕事に詳しいわけではありませんで、あまりやり取りしても問題というのですか、中身がはっきりしないというふうに思いました。

そこで、経験年数が5年として、初年度と3年目と5年目、正規採用職員と会計年度任用職員との年収の差というのはどれぐらいになるのか、数字を示せたらお願いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

正規職員と会計年度任用職員とでは、職種や勤務時間に違いがございますので、一概に比較することはできないと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） それではお伺いしますが、ほかの自治体で会計年度任用職員の給料表について、条例や規則で定めているところもあるのですが、むつ市では会計年度任用職員の給料表についてはどのようになっているのか。また、年数の上限はあるのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

会計年度任用職員の給料表につきましては、むつ市職員の給与に関する条例、いわゆる行政職給料表を用いております。

もう一点は、5年ということになっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 総務省のほうからも初任給を例えに挙げると、正規職員とあまり差がないようにということが言われています。

職員の給料表を今利用しているというふうにおっしゃいましたが、そのまま使っているわけではないのではないかと考えているのですが、多分正職員だと1年に4号給上がりますね、普通に平均的に考えて。ところが、会計年度任用職員はそうではないのではないかと考えているのですが、それについては間違いありませんかということと、1年ごとの経験が認められるのか、号給にしてどれぐらい上がるのかをお知らせください。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

会計年度任用職員の方は、任用期間が1年でございますので、まずは1号ということになります。2年目になりますと1号ということになります。それが最大で5年間ということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ということは、会計年度任用職員については、どこに合わせるかによりますけれども、初年度はそこに合わせますけれども、案分はしますよね、時間が違いますから。それは分かっているのです。日数と時間で案分するというのは国の方針ですから、それは分かっているのですが、1年に1号給ずつしか上がらない。5年でそれ以上もう上がらないと。ですから、1の1から始まって1の5までいったら、それ以上上がらないという制度だと思うのですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） すみません、申し訳ございません。もう一度……

（「それでいい」「もう一度というのは、質問……」の声あり）

○総務部長（吉田和久） 質問をちょっとすみません、聞き逃してしまいましたので、申し訳ないのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 私の説明がちょっと分かりにくかったのかもしれませんが、初年度、採用された1年目は、それで一般の行政職1の1から始まったとして、ただし経験年数が算定されるということは私評価しているのです。ただ、その算定されるのが正規職員は1年経験すると4号給上がりますよね。ところが、会計年度任用職員は1号ずつしか上がらないで、5年間で頭打ちになると。もちろん国も上限を定めてくださいと言っているから、それをどうこう言っているのではないのですけれども、これに間違いはないですかと聞いているのです。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。ご認識のとおりでございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ありがとうございます。それで大分給料表の中身がはっきり分かりました。

会計年度任用職員の次ですが、雇用保険や社会保険等についての扱いはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

雇用保険の場合は、1週間当たりの労働時間が20時間以上であることや、雇用期間が1年以上見込まれる場合などの条件を満たしている場合には加入することになります。また、社会保険の場合は勤務時間が正職員の4分の3以上か、4分の3未満でも1週間当たりの労働時間が20時間以上、賃金月額が8万8,000円以上などの条件を満たしている場合は加入することになり、当市の会計年度任用職員の場合、事務補助員、学校調理員、スクールサポーター、窓口サービス専門員、自動車運転手などが該当となります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） この部分については、以前よりは大幅改善されているということで、私もいいことだなと思っています。ほぼ民間の水準はクリアしているというふうに私は考えていますので、これをぜひ続けていただきたいと思うのと、あと今後について何か、今は社会保険ですから、例えば長期は、年金の部分は厚生年金、保険証の分は社会保険になるということで多分間違いはないと思うのですが、今後何かこれの改善方向というのはあるのですか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） この制度は始まったばかりですので、この制度をまずはしっかりしていくということでございます。ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 分かりました。会計年度任用職員は不安定な身分ですので、ぜひこういうところも、方策が国から示された場合、法令が整備された場合は速やかに実施していただきたいと思っています。

あと経験が豊かな会計年度任用職員の方もいらっしゃると思います。そこで、即戦力として採用促進をする手だて等は考えていないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

会計年度任用職員、また正職員ともに地方公務員法におきましては、職員の任用というのは受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされておりまして、したがって、それぞれの採用の方法が地方公務員法に規定されておりまして、それに基づきそれぞれ採用試験を実施しているところでございます。

で、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 採用試験が実施されているということは、私も以前に質問したときに伺っておりますので、分かっています。ぜひ働きやすい、やりがいのある仕事にしていきたいなと思っていますが。

最後に、公務員が減ることに対して、国民、市民と公務員の対立みたいなものがあって、私はそれをすごく危惧しているのですけれども、今までの例を取りますと、国家公務員の例を取ってお話ししたいと思うのですが、公務員を減らして非正規雇用を増やすとどうなるかというのを歴史的に見てみると、国家公務員が2001年の81万人から2017年の28万5,000人と。今もうほとんど変わりません。ということですが、皆さんも生活の中で感じていらっしゃると思うのですけれども、郵政の民営化で郵便局のサービスが非常に低下しました。目を覆うようなことがいろいろあります。こちら辺は、多分市民の皆さんも実感していると思います。

法務局の登記等、かつては青森県地方法務局むつ支局で全ての手続ができました。今は、青森市に行かないとできないことがいっぱいあります。

あと労働基準監督署も監督官が少ないので、前は飛び込みで労働相談できたのですけれども、今は予約しないとできません。ハローワークは、ほとんどが臨時の職員です。こういうことを見てくると、公務員を減らして臨時職員を増やすことが臨時職員の不安定雇用を固定化してしまうという心配がありますし、あと正規職員の負担も増やすことになるだろうと私は考えています。それがまた市民サービスの低下につながるというふうに思っているところです。

それでは、2 項目めの質問に移ります。市内循環バスについて、4 月から民間事業者が運行して

いる市内循環バスの運行開始と市の関わりの経緯について、先ほど「AGEHA」事業のことについても触れられていましたけれども、その経緯等についても分かる範囲で結構ですので、説明していただければと思います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

民間事業者が運行している市内循環バスの運行と市の関わりについてということでございますけれども、昨年10月に民間事業者様より、既存のバス路線と重複しない範囲において市内循環バス路線を新設したいとのご意見を賜りました。その後11月から1月までの間、市が事務局になりまして、地域の交通事業者、また住民代表等で組織するむつ市地域公共交通活性化協議会にて計3回の協議を重ねまして、本年4月1日に市内循環バス路線の実証運行をスタートさせたということになってございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） ありがとうございます。最初循環バスができたときに、どこがやってどうなるのだという感じがあったのですけれども、今の経過を伺って、どういう関わりがあったかというのはよく分かりましたので、ありがとうございます。

市民の要求として、様々な要求が私の中に、今の路線のことについても、今ある意味、西と東の中間地域を走っていると、重複しないように、競合しないように。これは、事業者ともちょっと話を聞いていたので、よく分かっているのですけれども、市民の要望としてはもう少し西に広げたりとか、旧むつ市中心街方面をカバーできないかとかということを要望されることが多いのですけれども、民間事業者と連携して東側のルート等も考えるつもりは今のところはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、この市内循環バス路線につきましては、既存の路線と重複しない範囲において運行ルートを調整、検証しております。これは、乗合バスに関しましては、国にまず申請して、そちらで決定されるということもございます。それに当たりまして、地域の協議会で議論して国のほうに意見を提出するというスキームもありますので、その中で既存の事業者様、また既存のバス路線と重複しない範囲において検討されたものでございます。ただ、今後におきましても公共交通の利便性向上を図るため、既存のバス路線と併せまして、先ほどのむつ市地域公共交通活性化協議会におきまして協議を重ねてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） これは、民間同士の問題もあるし、あとは民間と公の市との関係もあるので、なかなか難しい問題ではあると思っています。それでも先ほどおっしゃいましたむつ市地域公共交通活性化協議会の中で今後のことについては話をしていくということですので、ぜひ話を進めていただきたいと思います。

今一民間事業者が循環バスを運行させましたが、今後のことについてちょっとお伺いします。公営の公共交通機関を持たないむつ市ですので、冒頭でも申し上げましたが、民間事業者と協力せざるを得ない、これはもう必然のことです。市民生活の足を確保するために、今行っている「AGEHA」事業のほかにもどのような協力、協働、支援を考えていらっしゃるのか。考えていないということであれば、それはそれで結構ですので、お答え願います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、それぞれの地域において、例えばデマンド型乗合タクシーですとか、地域の廃止路線について運行しているというようなお話をさせていただいておりますけれども、そのような形で地域に応じた公共交通の整備というのを実施させていただいております。今後も進むと考えられます人口減及び高齢化に伴う公共交通の需要の変化に対しましては、市民の皆様からの要望と利用実態を踏まえまして、公共交通の効率的な整備と利便性向上に向けて検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 市の方針について、大変よく分かりました。詳しく説明していただき、どうもありがとうございました。

最後に、市内循環バスというのは高齢化や運転免許返納者が増加したりということで、今後もこれが恐らく進んでいくと思うのです。それを考えると、先ほど企画政策部長からもお答えありましたけれども、デマンド交通も含めて市民の生活を守る上で、その重要性がどんどん高まるであろうと思われま。市が積極的に民間交通機関と協力しながら、支援の仕方も考えて充実させていくことが求められてくると思われま。ぜひ市民の声を取り入れながら、対策を取っていただくようお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月23日は佐々木隆徳議員、佐賀英生

議員、住吉年広議員、野中貴健議員、鎌田ちよ子
議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時29分 散会